

小田原市新しい学校づくり施設整備指針

令和 7 年(2025 年) 4 月

小田原市教育委員会

小田原市新しい学校づくり施設整備指針
目次

はじめに

第1章 整備指針の主旨

1 整備指針策定の背景と目的	1
2 検討経過	2
3 整備指針の構成	4

第2章 これからの「新しい学校施設」

1 学校施設の現状と課題	5
2 「新しい学校施設」の基本的な考え方	6

第3章 「新しい学校施設」のイメージと整備の方向性

1 多様な「学び」を支える学習空間	8
① 普通教室	
② 多様な学びを支える学習空間(オープンスペースなど)	
③ 特別教室	
④ インクルーシブ教育の充実に資する空間づくり	
⑤ 図書室機能の充実	
⑥ 校庭・体育館	
2 豊かな活動を支える生活空間	15
① バリアフリー・ユニバーサルデザイン	
② トイレ	
③ 「居場所」の充実	
④ 教職員の働く空間(職員室他)	
3 地域に開かれた学校	20
① 地域利用スペース	
② 放課後の活動スペース	
③ 避難所機能	
④ 他の施設との複合化	
⑤ 動線、セキュリティの確保(駐停車スペース含む)	
4 持続可能な施設づくり	26
① 環境への配慮	
② 木材活用	
③ 管理運営・事業手法	

第4章 施設機能別整備の方針

1 整備方針	30
2 施設配置・構成	30
3 学習空間	31
4 ICT 環境	33
5 管理諸室	34
6 その他諸室	35
7 共用部分	35
8 体育施設	37
9 給食施設	38
10 その他の施設	38
11 防犯・安全対策	39
12 防災機能	39
13 放課後活動	39
14 地域利用・複合化	40
15 バリアフリー・ユニバーサルデザイン	41
16 環境への配慮	41

第5章 整備プロセス等の検討

1 整備プロセス	44
2 利用者意見の反映	46
3 推進体制	47

参考

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則	48
小田原市新しい学校づくり検討委員会委員名簿	51
小田原市新しい学校づくり検討委員会 新しい学校づくり施設整備指針検討部会部会員名簿	52

1 整備指針策定の背景と目的

-
- 新しい学校づくり推進事業**
- 新しい学校づくり推進基本方針
子供たちの未来にとって望ましい教育環境～10年後の新しい学校のイメージ～
- 新しい学校づくり推進基本計画
～どこにどのような学校をつくるか～
- 新しい学校づくり施設整備指針
～どのような建物をつくるか～
- 市有施設の管理運営に係る基本方針
(公共施設等総合管理計画)
- 個別施設計画
- 市有建築物維持修繕計画
- 公共施設再編基本計画
- 学校施設整備基本方針
- 教育振興基本計画
- 学校施設中長期整備計画
- 小田原市総合計画
- 小田原市教育大綱
- 見直し
- 新しい学校づくり検討委員会(R4～)
- アンケート、パブリックコメント、意見交換会等で意見反映
- 学校 保護者 地域

1

2 検討経過

- 整備指針は、「小田原市新しい学校づくり検討委員会(以下「検討委員会」という。)」に「新しい学校づくり施設整備指針検討部会(以下「検討部会」という。)」を設置し、計4回の検討を経て策定しました。
- 検討にあたり、庁内ワーキングチームを設置し、部会員の指導を受けながら、テーマ別検討を行いました。

令和5年度 (2023 年度)	第1回検討部会 1月 17 日	● 検討フレーム等について ● 今後の検討スケジュールについて
	2月～7月頃	● 庁内ワーキングチームを主体としたテーマ別検討 ① インクルーシブ教育 ② 学習・生活環境 ③ 地域・放課後活動 ④ 環境・木材活用
令和6年度 (2024 年度)	第2回検討部会 5月 20 日	● 庁内ワーキングチームの検討状況報告 ● 今後のスケジュール等について
	第3回検討部会 7月4日	● 整備指針(素案)の検討 ● 今後のスケジュール等について
	第4回検討部会 10月 11 日	● 整備指針(素案)の検討
	第17回検討委員会 1月 27 日	● 整備指針(素案)について
	第18回検討委員会 2月 12 日	● 整備指針(素案)について
	第19回検討委員会 3月 24 日	● 整備指針(答申案)について

表1-1【検討部会の検討経過】

	現状・課題の把握	必要となる機能・性能の検討	整備水準等の選択肢の検討	整備指針への反映
インクルーシブ教育 ³	特別支援学級の教室等の現状把握と課題整理	支援級教室の広さ、機能、配置 インクルーシブ教育の充実に向けた学習・生活空間 バリアフリー ⁴ ・ユニバーサルデザイン ⁵		全体計画(配置基準等) 諸室の面積、機能等の水準 体育館・校庭・外構等の整備基準 施設整備の手法・プロセス
学習・生活環境	教室・諸室等の課題整理 ICT ⁶ 活用の現状把握	教室・学習空間の方向性(オープンスペース ⁷ 等) 可変性を実現する家具・教具のあり方 職員室の方向性 トイレ、体育館、校庭等の機能水準		
地域・放課後活動	放課後児童クラブ、地域開放の現状把握 避難所機能の課題整理	管理も念頭に置いた地域開放スペースの方向性 ゾーニング・セキュリティの方向性 放課後児童クラブの広さ、機能 地域利用スペースの広さ、機能 避難所として必要となる機能 他の施設との複合化		
環境・木材活用	木質化 ⁸ 、省エネ ⁹ ・再エネ ¹⁰ の実施状況把握	ZEB ¹¹ の目標設定 省エネ・再エネの手法 木造・木質化の方向性		

表 1-2【庁内ワーキングチームの検討内容】

³ 国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子供が共に学び合う「インクルーシブ教育」

⁴ 多様な人が社会に参加する上での障壁(バリアー)をなくすこと

⁵ 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境を設計する考え方

⁶ 情報通信技術(Information and Communications Technology)の略

⁷ 教室を超えた多様な活動に対応できる共用空間のこと

⁸ 建物の内装や外装に木材を利用すること

⁹ 省エネルギーの略、エネルギーを効率良く使用し、限りあるエネルギー資源を有効に活用すること

¹⁰ 再生可能エネルギーの略、太陽光・風力・地熱・バイオマス等温室効果ガスを排出せず生産できるエネルギーのこと

¹¹ Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギー(自然から直接採取できるエネルギー)の収支をゼロにすることを目指した建物のこと

3 整備指針の構成

○第1章で整備指針の主旨、第2章で基本的な考え方を示します。第3章では、「新しい学校施設」のイメージと方向性を、図やイラストを活用してわかりやすく示します。第4章では、第3章のイメージ・方向性について、施設機能別に整備の考え方をより具体的に示します。第5章では施設整備にあたってのプロセスと方法を示します。

○別途、付属資料として、改築・長寿命化改修の計画・設計等の検討において参考となる、校地や施設、地域の実情を踏まえた対応策や整備事例、配慮事項等を明らかにするとともに、諸元表・参考図、関係法令・基準類等を整理します。

第2章 これからの「新しい学校施設」

1 学校施設の現状と課題

- 本市の学校施設は、その大半が昭和40年代から昭和50年代に、学齢期人口の増加に合わせ集中的に整備されており、そのため、7割を超える学校施設が築40年を経過し、老朽化が進行しています。
- 既存の学校施設は、国の示す標準設計に基づいた、片廊下一文字型¹²の画一的なものが大半で、令和3年(2021年)に中央教育審議会(中教審)から答申された「令和の日本型学校教育」において提示されている多様な教育・学習活動を展開するには、制限や制約が多くなっています。
- 支援を要する児童生徒が増加していることや性の多様性への配慮等の視点から、学校施設のバリアフリー化に加え、ユニバーサルデザイン化への対応も求められています。
- 本市の公共建築物のうち、学校施設が占める割合が最も多いことから、省エネ化の推進や再エネの導入等、脱炭素化¹³に資する取組を推進する必要があります。
- 令和4年(2022年)に公表した「小田原市立小中学校の教育環境に関するアンケート」において、現在の学校施設の満足度は60～70%程度となっています。また、これからの学校施設に期待する機能としては、「安全・安心な学校」、「児童生徒が快適に学習できる環境」が共に100%近くを占めています。

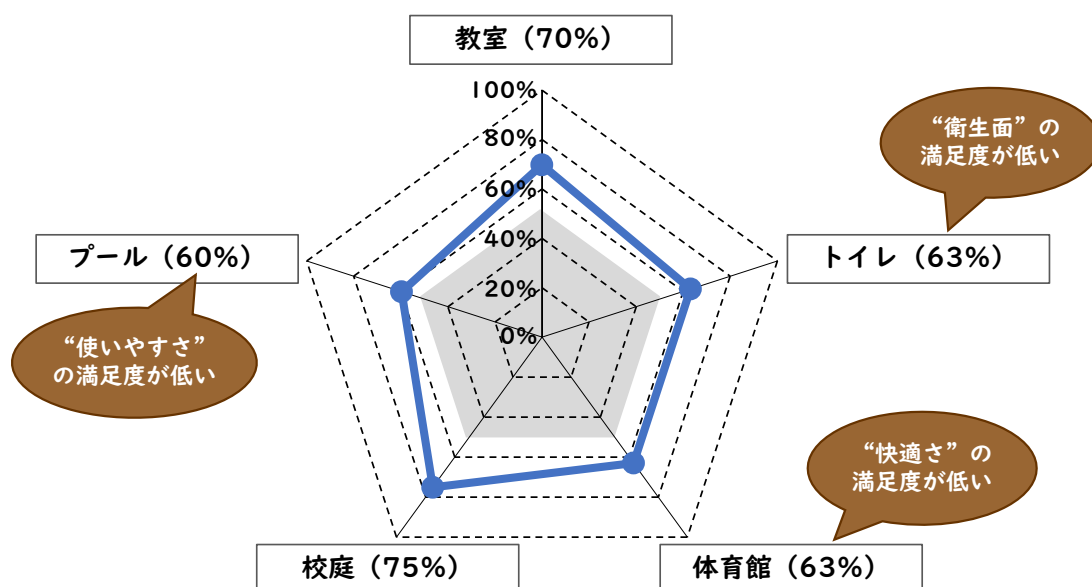


図 2-1 【諸室別の満足度(小学校・中学校合計、保護者・教職員・地域合計)】

出典:「小田原市立小中学校の教育環境に関するアンケート」(令和4年(2022年))

¹² 廊下の一方向側に普通教室や特別教室を単純に配置した校舎のこと

¹³ 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロにすること

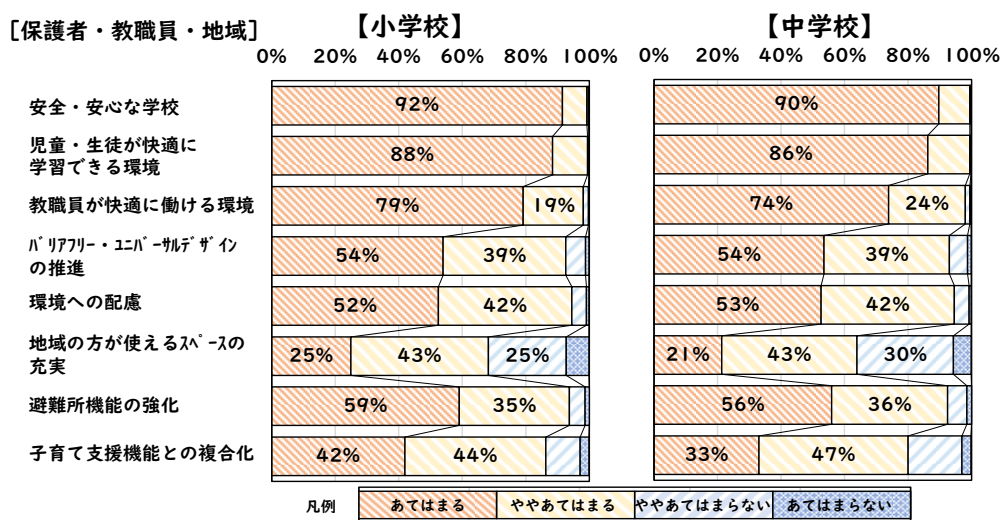


図 2-2 【これからの学校施設に期待する機能(保護者・教職員・地域合計)】
 出典:「小田原市立小中学校の教育環境に関するアンケート」(令和4年(2022年))

2 「新しい学校施設」の基本的な考え方

○ 基本方針において、「新しい学校」は、本市の目指す教育とその取組を推進し、全ての子供たちの可能性を引き出し、「社会力」を育む学びを実現する「みんなの学びの場」と定義しています。加えて、地域における学びの拠点として、また学校と地域が支え合い協働していくための拠点として、持続可能な運営や仕組みも合わせ持つ施設、としています。

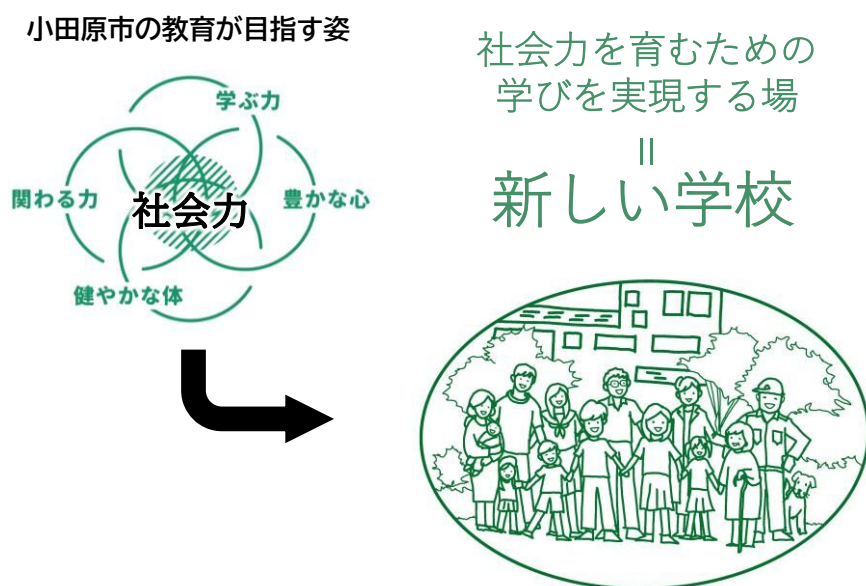


図 2-3 【本市の目指す「新しい学校」(基本方針より)】

○「新しい学校施設」の具体化については、基本方針で示した「10年後の新しい学校のイメージ」実現に向けた視点、中長期整備計画で示した教育環境の充実に向けた基本方針に加えて、「ウェルビーイング¹⁴」と「フレキシビリティ¹⁵」の2つのキーワードを踏まえ、整備の方向性や具体的な機能水準を整理します。

➤ ウェルビーイング

学校に集う全ての人達が、「身体的・精神的・社会的に良い状態」¹⁶にあり、充実した生活を送ることができるよう、学校という環境全体を、調和した生活・活動の場とすることを目指します。

➤ フレキシビリティ

多様な学びのスタイルに対応できる可変性のある学習空間づくりや「タイムシェア」等による柔軟な施設利用、時代の変化や用途変更等に柔軟に対応できるゾーニングなど、あらゆる要素において「フレキシビリティ」を確保することで、より効果的で充実した教育環境を提供することを目指します。

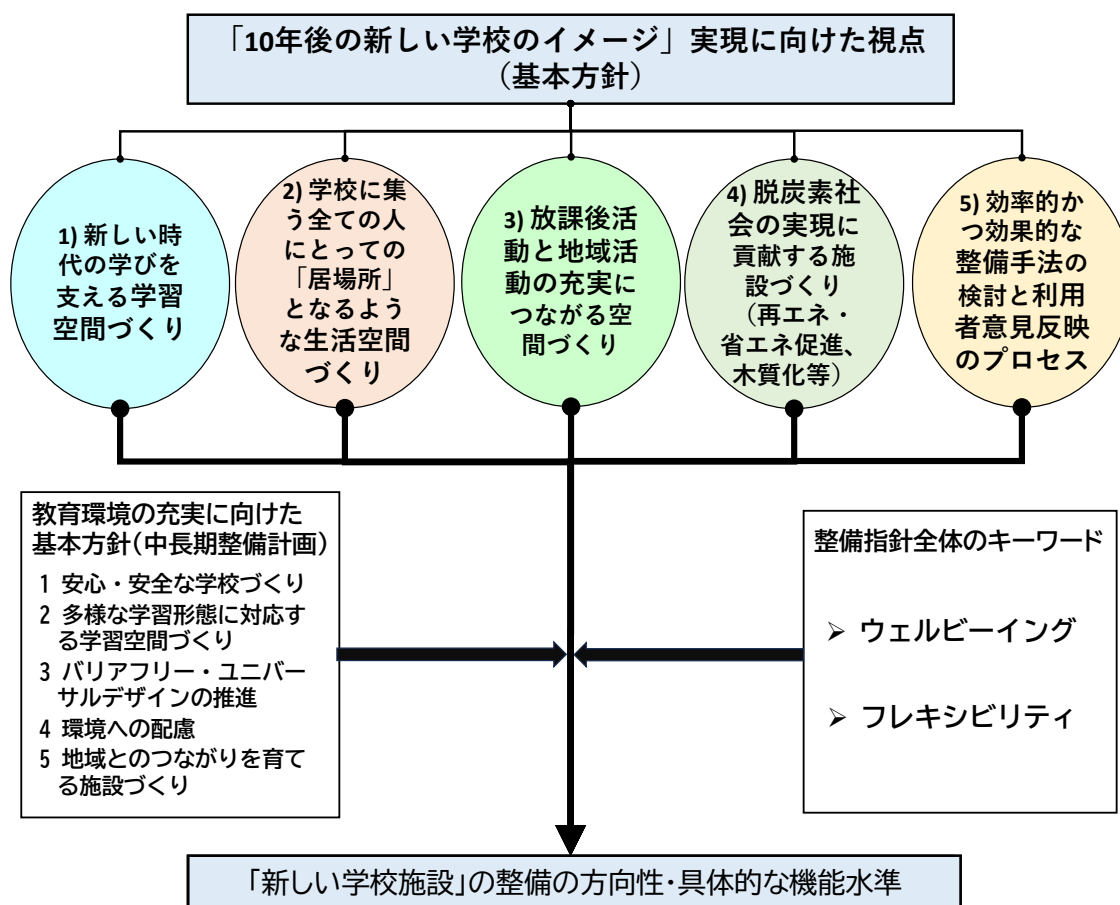


図 2-4 【「新しい学校施設」の具体化のための視点等】

¹⁴ 肉体的にも精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態のこと

¹⁵ 柔軟性

¹⁶ ウェルビーイング[™]の向上について(次期教育振興基本計画における方向性)

参照 URL <https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/000214299.pdf>

第3章 「新しい学校施設」のイメージと整備の方向性

第2章で示した学校施設の現状と課題や「新しい学校施設」の基本的な考え方をもとに、「新しい学校施設」のイメージと整備の方向性を決めました。

1 多様な「学び」を支える学習空間

本市は、「インクルーシブ教育」、「地域資源を生かした学び」、「デジタルを活用した学び」の3つを、「学校における学び」の柱と位置付けています。このような多様な学びを支え、充実させるための「学習空間」のあり方について、施設・機能別にまとめました。

～10年後の「新しい学校」のイメージ～



多様な子供たちが共に学び、
充実した学校生活を送っている



地域資源を活用した小田原版 STEAM
教育¹⁷や体験学習等、地域の多様性を
最大限活用した学びを展開している



デジタルを最大限活用し、個別最適な学
びと協働的な学びが様々な形で行われ
ている

¹⁷ Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(芸術)、Mathematics(数学)等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育のこと。小田原版 STEAM 教育は、郷土小田原をフィールドに身近な社会問題を解決するために教科で学んだことを統合的に働かせながら眼球的な活動を行うことで、より良い社会を実現する資質と能力を育てていく教育のこと。

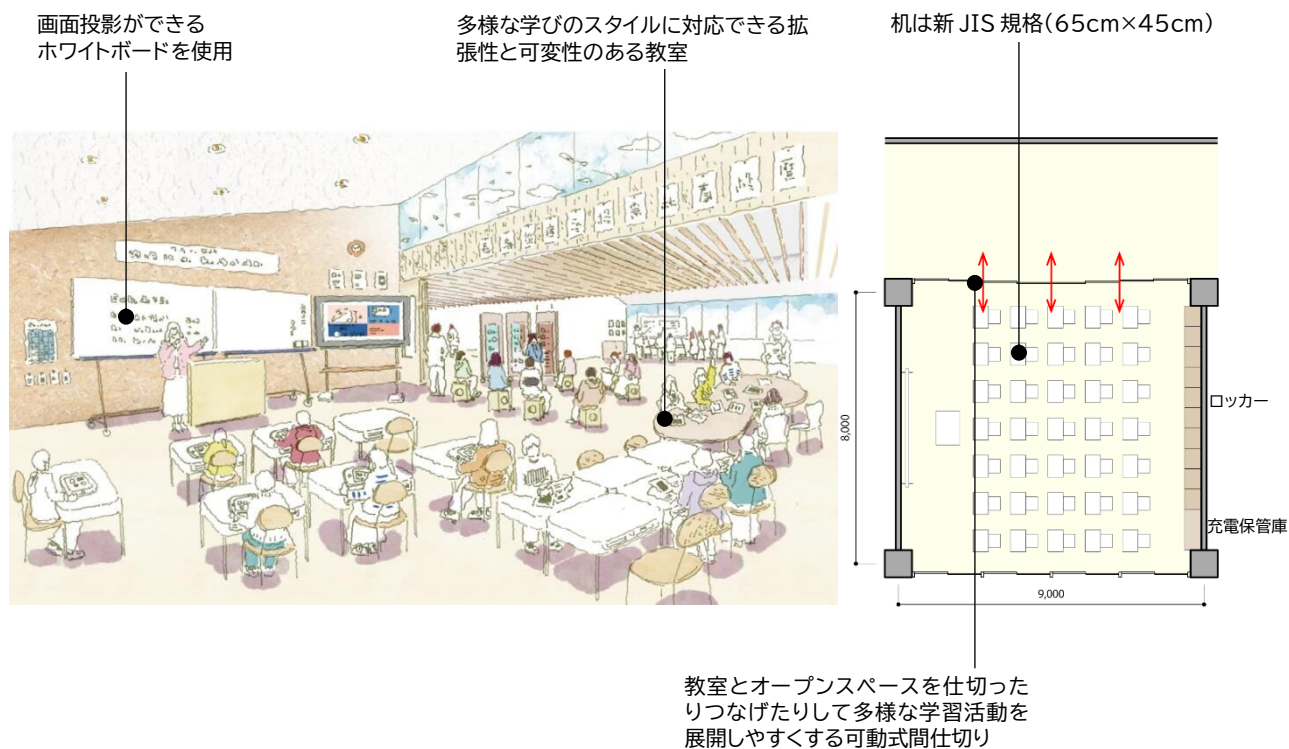
1-① 普通教室

現状と課題

- ・現在の普通教室の面積は $8.0\text{m} \times 8.5\text{m} = 68\text{ m}^2$ が大半であり、1人1台端末の導入や特別支援学級との交流授業の増加等により、教室が狭くなっている。

今後の方向性

- ・普通教室は、文部科学省の補助基準を最低ラインとして、可能な限り広い面積で整備するとともに、可動式の間仕切り壁を設置する等、多様な学びのスタイルや時代の変化に柔軟に対応できる拡張性と可変性を確保する。
- ・新 JIS 規格の机(65cm×45cm)等を導入するほか、その他の家具・教具についても時代の変化に応じて多様な学習活動が展開しやすいものを導入する。
- ・ロッカーや充電保管庫等、収納は十分な広さと機能を確保する。



1-② 多様な学びを支える学習空間(オープンスペースなど)

現状と課題

- ・ オープンスペースや少人数教室、多目的室等の多様な学びに対応できるスペースが少ない。

今後の方向性

- ・ 廊下を拡張したオープンスペースや少人数教室、多目的室等を普通教室に近接させ、可動式の間仕切りで開閉できるようにするなど、拡張性や可変性を確保する。
- ・ 個別学習やグループ学習、対話や発表などの多様な学びのスタイルに柔軟に対応できるような設えや家具・教具を整備する。
- ・ 校舎だけでなく、校庭、屋上など、学校全てが「学びの場」となるような機能を整備する。



廊下を拡張した
オープンスペース

教室とオープンスペースを
仕切りつなげたりして多
様な学習活動を展開しやす
くする可動式間仕切り

多様な学びのスタイル
に対応できる可変性
のある家具



教育活動の場となるビオトープやテラス

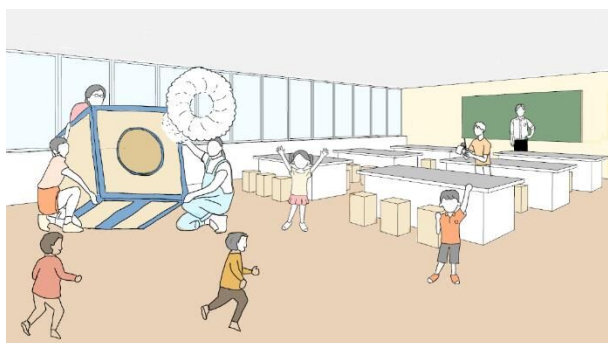
1-③ 特別教室

現状と課題

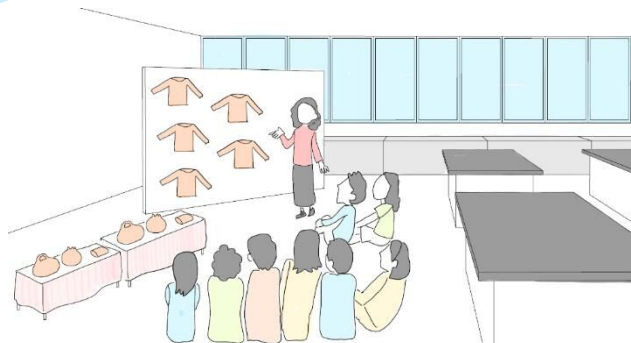
- ・機能優先となっており、児童生徒の興味関心につながる設えとなっていない。
- ・他の学習空間との連携が少ない。

今後の方向性

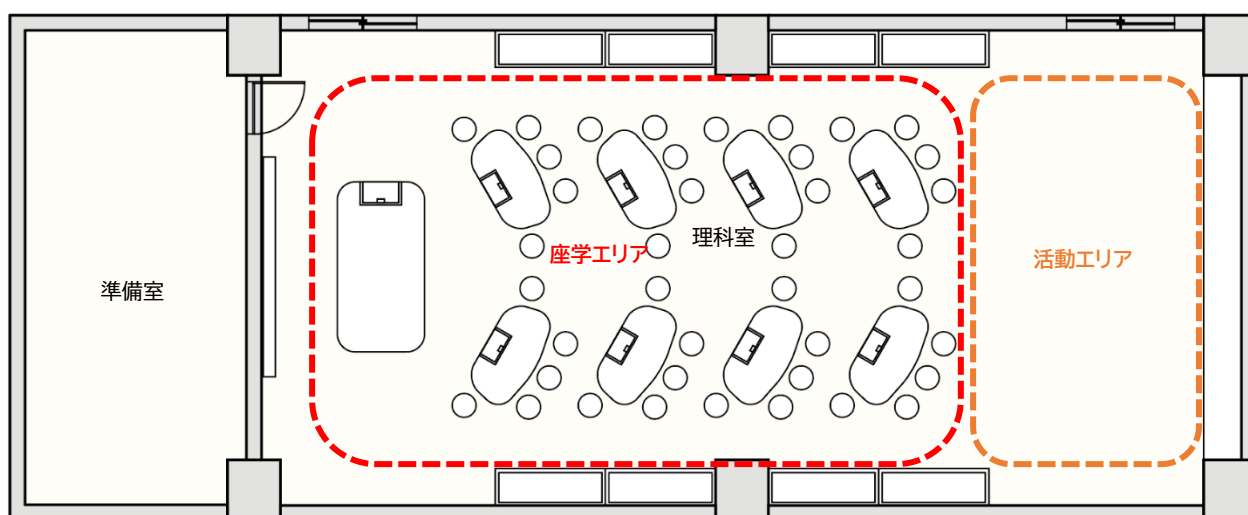
- ・小学校の専科教育の充実や小田原版 STEAM 教育の充実につながるよう、児童生徒が主体的に体験活動や創作活動に取り組むことができるような空間とするとともに、教科横断的な学習に対応できるような教室配置とする。
- ・他の学習活動との共有や「タイムシェア¹⁸」を行うことができるよう、実験・実習等を行う「活動エリア」と、「座学エリア」を分けて整備する。
- ・地域との協働・共創を促進できるよう、地域利用エリアと近接して配置し、連携・交流が生まれるような設えとする。



実験・実習等を行う活動エリア



家庭科室の活動エリアを活用した地域活動



活動エリアと座学エリアが整備された特別教室のレイアウトイメージ

¹⁸ 教室などを授業時間中と放課後といった時間帯によって利活用形態を変えること

1-④ インクルーシブ教育の充実に資する空間づくり

現状と課題

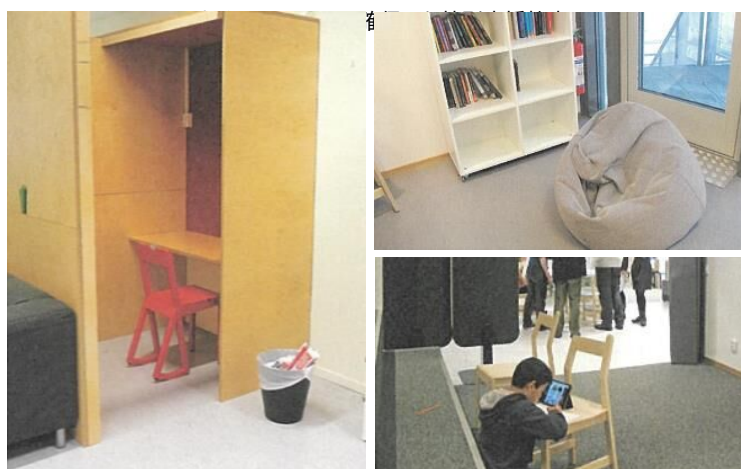
- ・ 支援を必要とする子供たちの数が増加している。
- ・ プレイルーム¹⁹やクールダウンスペース²⁰等、特性に対応したスペースが不十分である。

今後の方向性

- ・ 学校生活の中で自然な交流が育まれるよう、特別支援学級と通常の学級は近接して配置する。
- ・ 特別支援学級の教室は、普通教室と同様の面積及び設えとし、個別指導や集団活動等の多様な活動に配慮した空間とするとともに、プレイルームやクールダウンスペースなど、特性に対応したスペースを十分に確保する。
- ・ 全ての小中学校に通級指導教室と校内支援室を設置することを目指し、特別支援学級の教室に準じた空間として整備する。



(生駒市 HP より:子供の居場所・学び支援室)



教室の近くにクールダウンスペースを配置

¹⁹ 運動用具や遊具等を使った学習ができる室のこと

²⁰ 子供たちがストレスや感情の爆発から逃げ込める場所のこと

1-⑤ 図書室機能の充実

現状と課題

- ・ 図書室は校舎の端に配置されている学校が多く、利用できる日時も限定されていることが多い。
- ・ 今後、デジタルを活用した学びや小田原版 STEAM 教育などを充実させていく中で、デジタル図書館等との連携も含め、図書室の機能を充実させていく必要がある。

今後の方向性

- ・ 多様な学習を支援する学習センター、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成する情報センター、自発的に読書を楽しむ読書センターとしての機能に加え、ICT の活用による多様な活動を支えるメディアセンターとしての機能を有した空間とする。
- ・ 子供たちの自主的・自発的な学習、協働的な学習を促すことができるよう、蔵書や機能を充実させるとともに、日常的に滞在したくなる魅力的な空間として整備する。



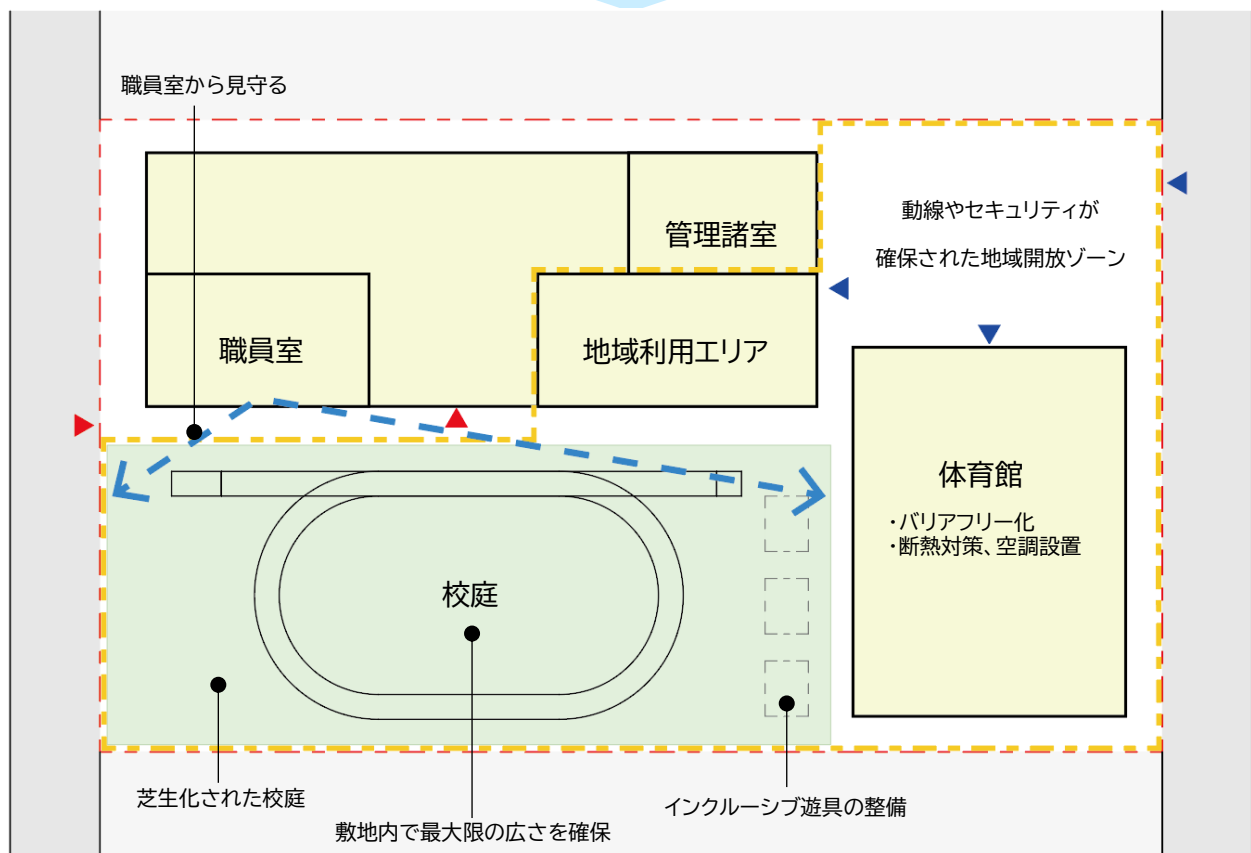
廊下など児童生徒の日常動線と連続する図書室

1-⑥ 校庭・体育館

現状と課題

- ・校庭は、砂ぼこり、水はけ等の環境面や、職員室から見えない、外からの出入りが容易等の防犯面の課題がある。
- ・体育館は、災害時の避難所という観点からも、暑さ・寒さ対策やバリアフリー対応が不十分である。
- ・校庭、体育館はスポーツ団体や地域団体に開放しているが、セキュリティの確保や各団体との調整、管理に関する教職員の負担が課題となっている。

- ・校庭は日当たりのいい場所に最大限の広さを確保し、近隣への騒音、防球、視線対策、通風等を十分に検討する。
- ・芝生化やインクルーシブ遊具²¹の整備、コミュニケーションスペースの設置など、誰もが校庭で多様な活動ができるような設えとする。
- ・体育館は断熱対策や空調設置、バリアフリー化を進める。
- ・施設開放時の安全が確保される動線やセキュリティを確保するとともに、利用予約や施設の開け閉めに電子キー等のシステムを導入するなど、デジタル化を検討する。



²¹ 障がいがある子もない子と一緒に遊べる遊具のこと

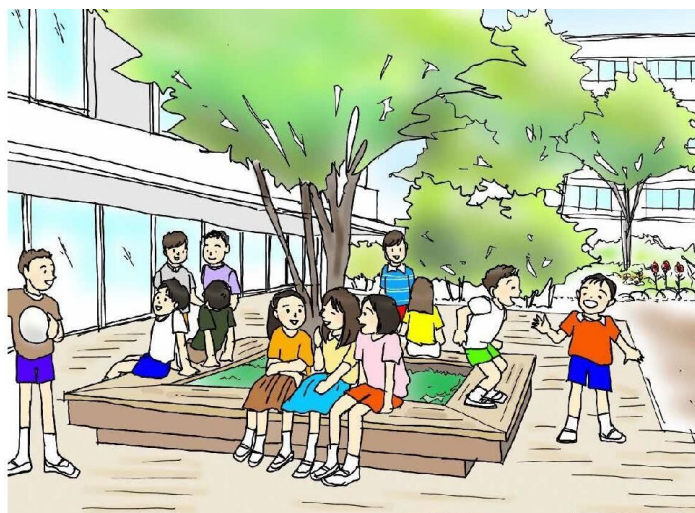
2 豊かな活動を支える生活空間

学校は、児童生徒のみならず、教職員や地域住民など、たくさんの人が集まる場所です。学校に集う全ての人が生き生きと過ごすことができ、それぞれにとっての「居場所」の選択肢を多く提供できるような空間づくりをする必要があります。

～10年後の「新しい学校」のイメージ～



誰もがストレスなく快適に過ごせる
環境



学校で過ごす人たちが、安心・安全に生活
することができ、目的に応じた居場所で、
思い思いの時間を過ごすことができている



教職員が生き生きと働き、子供たちと向
き合うことができている

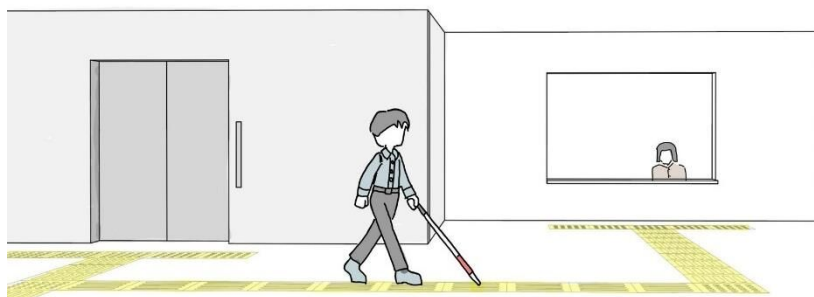
2-① バリアフリー・ユニバーサルデザイン

現状と課題

- ・ほとんどの学校でエレベーターが設置されておらず、スロープの設置や段差の解消も不十分である。
- ・インクルーシブ教育の充実や合理的配慮²²の基礎となる環境整備(基礎的環境整備)として、施設のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を目指していくことが求められている。

今後の方向性

- ・法令等に基づくバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインを用いて、学校を訪れる全ての人がストレスなく快適に過ごせる環境とする。
- ・サインは日本語・英語を併記するとともにピクトグラム²³を併用し、誰にでも分かりやすいものとする。



エレベーターやスロープを設置し、障がい者に対し配慮した廊下など、誰もがストレスなく快適に過ごせる環境

ユニバーサルデザイン7原則

- 1: 誰にでも公平に利用できること
- 2: 使う上で自由度が高いこと
- 3: 使い方が簡単ですぐわかること
- 4: 必要な情報がすぐに理解できること
- 5: うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- 6: 無理な姿勢を取ることなく、少ない力でも楽に使用できること
- 7: アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること



日本語と英語を併記し、誰にでもわかりやすいピクトグラムを用いたサイン

²² 障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと

²³ 不特定多数の人々が利用する公共施設等で文字や言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形のこと

2-② トイレ

現状と課題

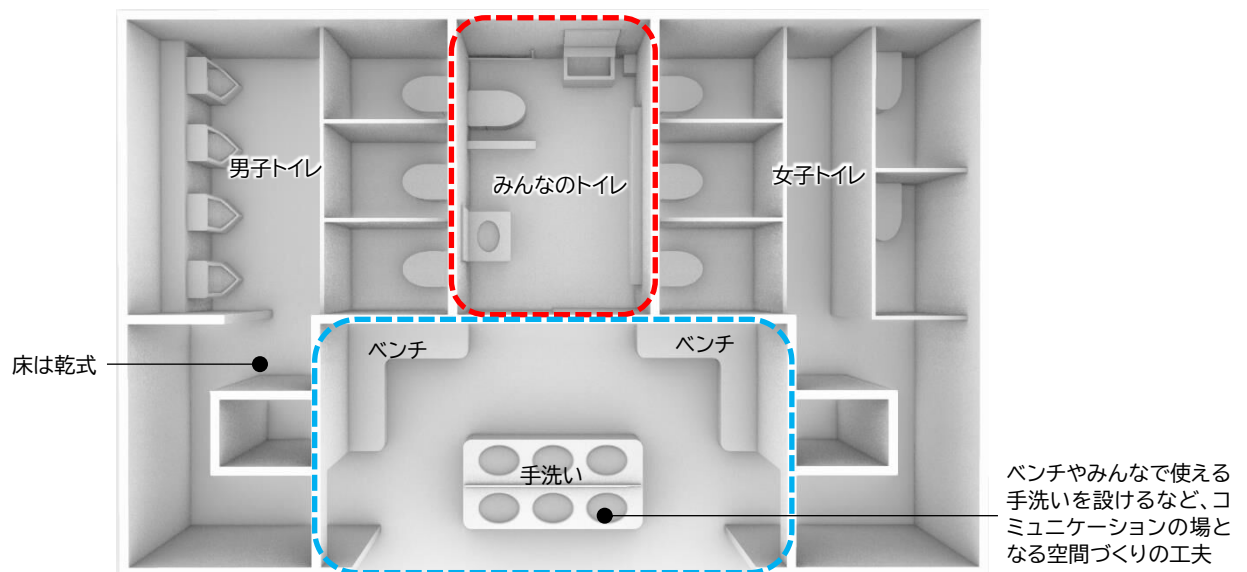
- ・改修等により洋式化を進めているが、和式便器も残っている。
- ・学校トイレの多くが湿式床で、衛生面の課題がある。
- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応に加え、性の多様性への配慮も必要である。

今後の方向性

- ・全面洋式化、床は乾式を原則とし、利用する全ての人にとって快適で使いやすい空間となるよう、明るく清潔で清掃しやすく、衛生管理に配慮した設えとする。
- ・設置箇所に応じて、みんなのトイレ²⁴、男女共用の個室を一定数整備する。
- ・コミュニケーションの場ともなるよう、空間づくりを工夫する。



コミュニケーションの場ともなるよう空間づくりが工夫された児童生徒用トイレのイメージ



児童生徒用トイレの配置イメージ

²⁴ 障がい者や高齢者を含む全ての人が利用しやすいトイレ

2-③「居場所」の充実

現状と課題

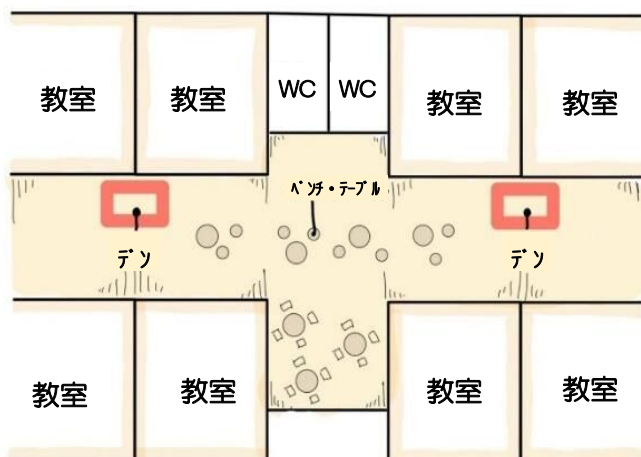
- ・自分の教室以外に、休息やコミュニケーションをとるスペースがほとんどない。
- ・学校で過ごす子供たちが、それぞれの目的に応じた居場所で、思い思いの時間を過ごすことができるような場を提供する必要がある。
- ・不登校や教室に入ることができない子供たちが校内で過ごす場所が不足しており、保健室が活用されていることが多い。

今後の方向性

- ・校内や校庭等に、休憩スペースやコミュニケーションスペースなど、子供たちの居場所となるような空間を点在させ、目的や気分に応じた多様な選択肢を提供できるようにする。
- ・不登校や教室に入ることができない子供たちなどの居場所として、全ての小中学校に校内支援室を整備する。



子どもたちの居場所のイメージ



木質化されたデンのイメージ

2-④ 教職員の働く空間(職員室他)

現状と課題

- ・職員室と自分の教室以外に、作業スペースや休憩スペースがほとんどない。
- ・学校における働き方改革を推進し、パフォーマンスを最大化するための執務空間の確保が求められている。

今後の方向性

- ・職員室をはじめとする管理諸室は十分な広さを確保する。
- ・打合せスペースや休憩スペース、作業スペースを充実させるとともに、子供たちが気軽に相談しやすい設えとする。
- ・個別支援員等の非常勤職員やスクール・サポート・スタッフ²⁵が利用できるよう、一部フリーアドレスの執務スペースを整備する。
- ・個人情報等を保管するスペース等、十分な収納を確保する。



職員室近くに設ける相談コーナー



職員室に設ける休憩スペース

²⁵ 教員に代わって資料作成や授業準備等を行うことで、教員をサポートするスタッフのこと

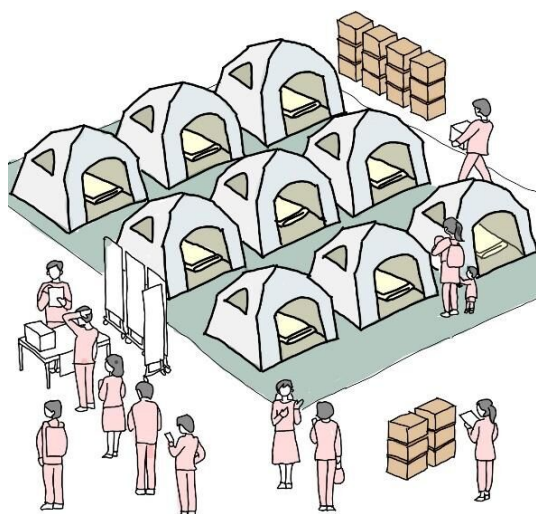
3 地域に開かれた学校

現在も、学校は地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地域コミュニティの活動の場として、また、災害時には避難所としての役割も果たす非常に重要な施設です。今後は、学校と地域とのつながりがより強固なものとなり、学校が「地域における学びの拠点」としてまた「学校と地域が支え合い協働していくための拠点」となるための環境づくりを進めていく必要があります。

～10年後の「新しい学校」のイメージ



学校と地域との協働がこれまで以上に活発になり、多様な主体が教育活動や放課後活動に関わっている



学校の避難所機能が充実し、地域住民が安心して利用することができる



地域の人たちが必要と考える施設が学校に複合化され、学校が「多様なつながりが生まれる場所」として機能している

3-① 地域利用スペース

現状と課題

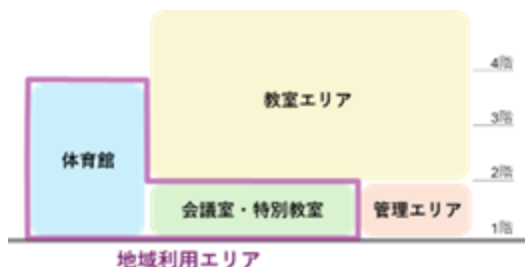
- ・ 学校運営協議会(コミュニティスクール)²⁶ の充実等、地域と学校との関係がこれまで以上に win-win となるような仕組みや環境づくりが求められている。
- ・ 学校は、地域コミュニティの核として、多様なつながりが生まれる場を提供する必要がある。

今後の方向性

- ・ 地域活動に利用できる地域利用エリア(会議室等)を全校に設ける。
- ・ 平日の日中や夜間・休日の使用していない特別教室等を地域に開放し、その活動を子供たちが目にするすることで、新たな学びや交流を促す環境をつくる。
- ・ 開放時の安全が確保される動線やセキュリティを確保するとともに、利用予約や施設の開け閉めに電子キー等のシステムを導入するなど、デジタル化を検討する。



地域の人・児童生徒が共同利用する図書室
(文部科学省 ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイデア集より)



地域と児童生徒が交流しやすい配置計画



休日は特別教室を地域に開放し学びや交流を促す

²⁶ 学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくための仕組み

3-② 放課後の活動スペース

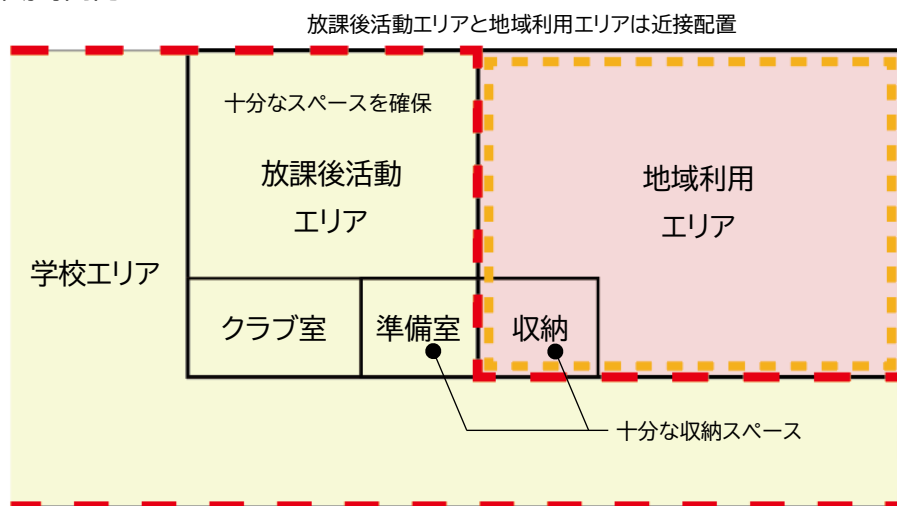
現状と課題

- ・全ての小学校で、校内に放課後児童クラブが設置されており、放課後子ども教室も定期的を実施している。
- ・多くの放課後児童クラブが空き教室を活用して運営しており、スペースが狭いことが課題となっている。

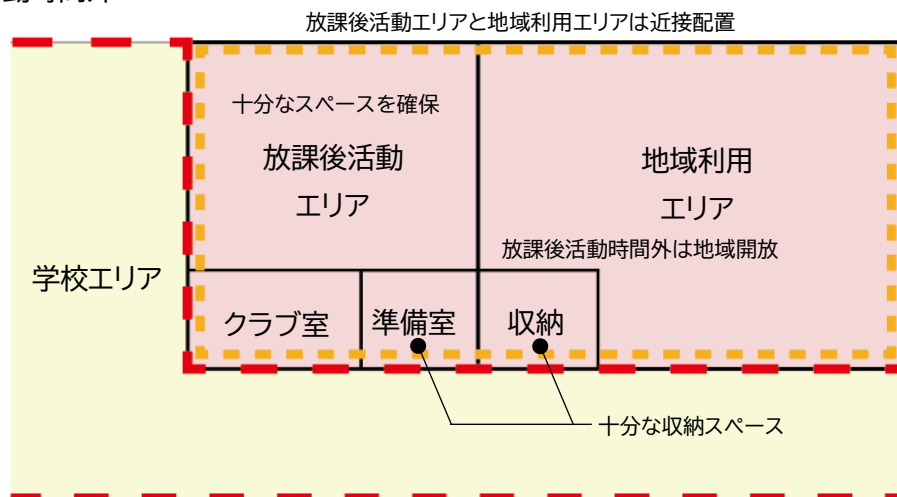
今後の方向性

- ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室の活動が円滑に行えるよう、クラブ室のほか、スタッフ用のスペースや収納スペースも含めた十分なスペースを確保する。
- ・放課後活動エリアは地域利用エリアと近接して配置し、放課後活動を行わない時間帯に地域開放できるような「タイムシェア」を可能とする管理運営を検討する。

放課後活動時間内



放課後活動時間外



3-③ 避難所機能

現状と課題

- ・小中学校は、一次・二次のいずれかの避難所に設定されており、避難所機能の強化が求められている。
- ・避難所の中心機能となる体育館は、暑さ・寒さ対策やバリアフリー対応が不十分である。
- ・避難所運営が長期化した場合に、教育活動の早期再開に支障のないよう、ゾーニング等に配慮する必要がある。

今後の方向性

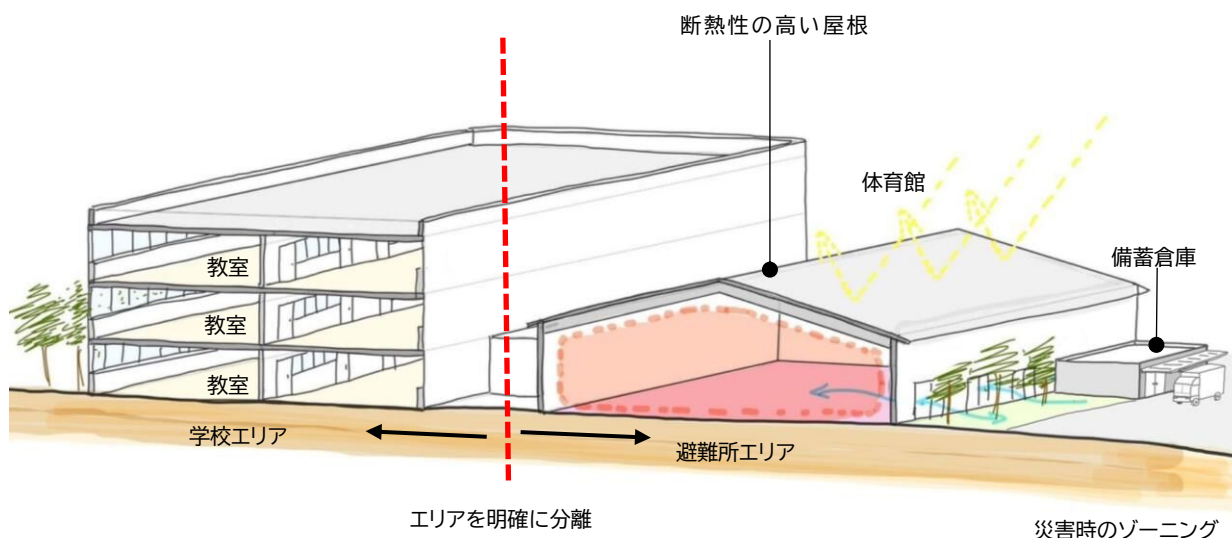
- ・全ての小中学校に、避難所運営に必要な機能を整備する。
- ・体育館は断熱対策や空調設置、バリアフリー化を進める。
- ・学校の教育活動を早期かつ円滑に再開するため、避難所エリアと学校エリアを明確に区分できるようにする。



備蓄倉庫

避難所機能

- ・学校施設の安全性
- ・インフラ(電気、ガス、水)の確保
- ・災害情報の入手や救援要請に必要な情報通信
- ・トイレ(マンホールトイレ等)
- ・要配慮者等への対応(バリアフリー等)
- ・居住・運営スペース、備蓄倉庫等の充実



エリアを明確に分離

災害時のゾーニング

3-④ 他の施設との複合化

現状と課題

- ・他の施設との複合化は、効率化だけでなく、教育活動の充実や学校の魅力アップにつながるものもあることから、地域の実情やニーズに応じて、複合化を推進することが重要である。

今後の方向性

- ・他の施設との複合化は、地域のニーズを丁寧に把握し、地域の特色や近隣施設の配置状況等を踏まえ、個別に検討する。
- ・学校施設と他の施設を複合化する場合は、地域利用エリアと近接させ、兼用化を図る。
- ・複合化施設については、動線やセキュリティの確保はもとより、学校施設から独立した管理運営体制を構築することが重要である。



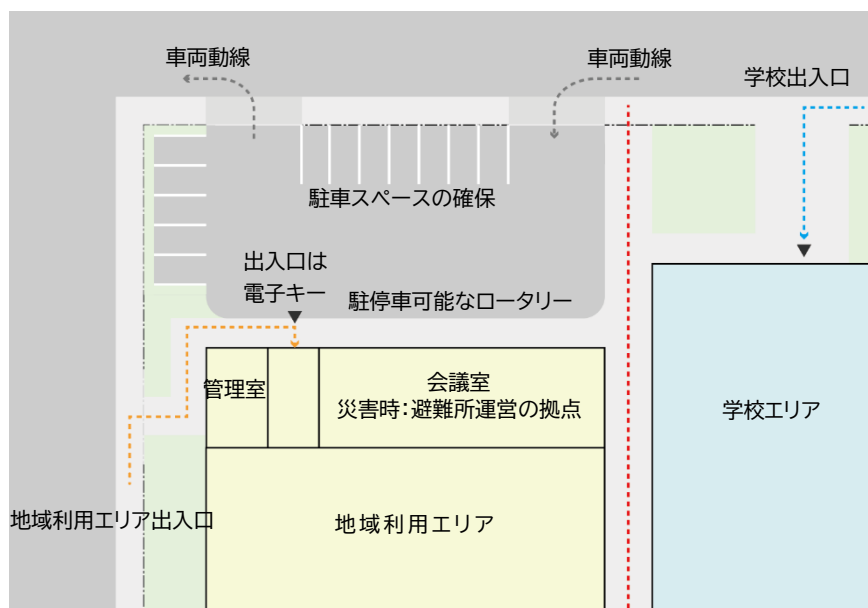
3-⑤ 動線、セキュリティの確保(駐停車スペース含む)

現状と課題

- ・地域活動スペースを学校に設置する場合、空き教室を活用することが多く、動線やセキュリティの確保がしづらい状況である。
- ・学校施設の地域利用は各校で行われているが、利用者との調整等は教職員が対応しているため、学校現場においてその負担が大きくなっている。
- ・地域利用や放課後デイサービス²⁷の送迎等のための駐停車スペースが不十分である。

今後の方向性

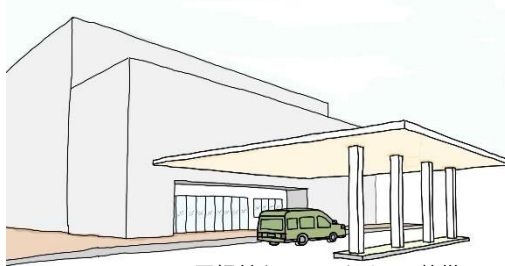
- ・地域利用エリアや複合化施設への動線を学校への動線と明確に分離し、学校運営上支障がない計画とする。
- ・防犯カメラやセンサー等の機械警備を設置し、防犯上の安全に十分に配慮するとともに、利用予約や施設の開け閉めに電子キー等のシステムを導入するなど、教職員の負担軽減にも配慮する。
- ・車両の駐停車スペースを一定数確保するとともに、ロータリーを整備する。



学校エリアと地域利用エリアを明確に分けた配置



電子キーを設け教員の負担軽減



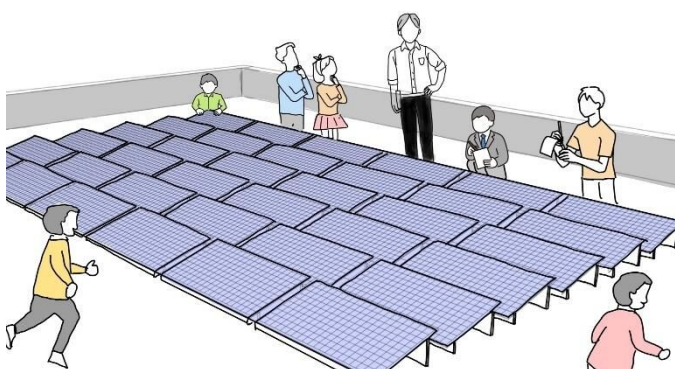
屋根付きのロータリーの整備

²⁷ 障がいのある児童等が学校の授業時間終了後や学校休業日に、生活能力の向上のための必要な訓練や社会との交流促進等のサービス等を受けることができる通所施設のこと

4 持続可能な施設づくり

基本方針で示した「学校のマネジメント」において、学校施設の整備と管理について、「長く快適に使用できる管理体制の構築」を目指すとともに、「教職員が教育活動に集中できるような管理運営のあり方」を検討する、としています。また、改築・改修の財政負担が膨大となることから、効率的な整備・運営を進めていく必要があります。新しい学校をつくり、安全かつ快適に使い続けるためには、様々な視点から、持続可能な施設のあり方を考えていく必要があります。

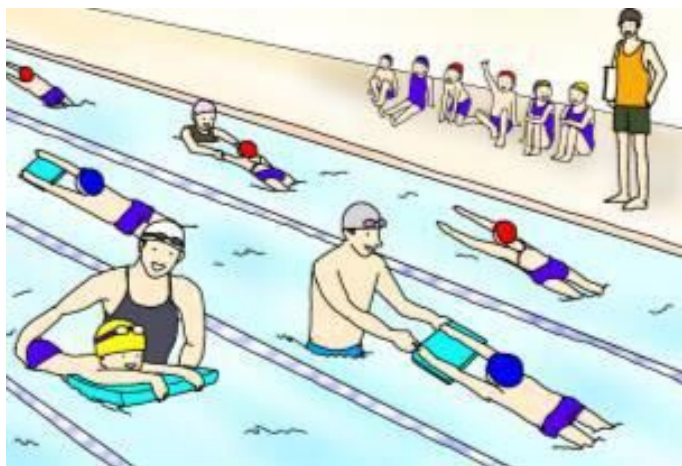
～10年後の「新しい学校」のイメージ～



再生可能エネルギーを活用し、災害時の電気の供給を行う。



地域産材を活用した内装木質化



民間スイミングスクールの活用も含めたプールの拠点化・集約化

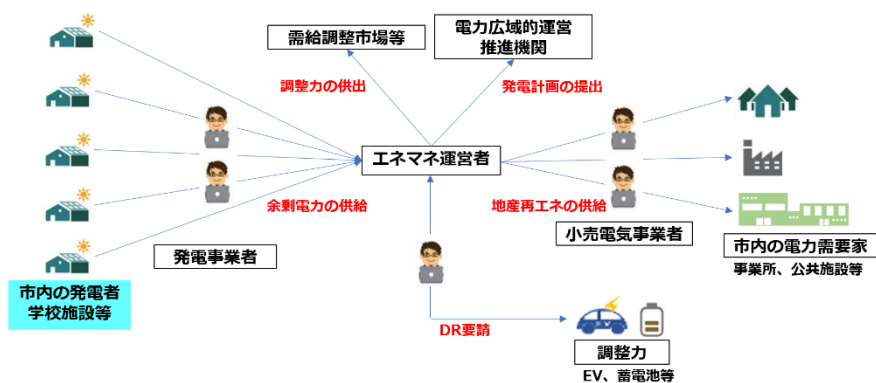
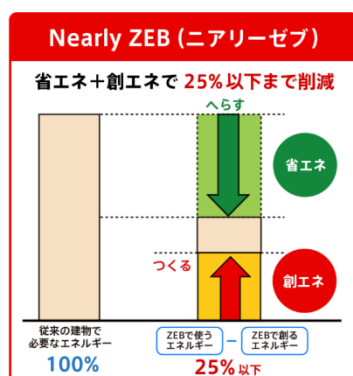
4-① 環境への配慮

現状と課題

- ・市は 2019 年に 2050 年カーボンニュートラル(CO2 排出実質ゼロ)を表明しており、新しい学校は 2050 年以降も使用する施設となるため、各学校で再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を最大限図り、公共施設として率先してカーボンニュートラルを達成する必要がある。
- ・国は 2030 年までに新築物件の平均で ZEB Ready 相当となることを目指しているが、新しい学校の大半が整備されるのは 2030 年以降となることが見込まれるため、より高い基準が求められることを想定する必要がある。
- ・市は、再生可能エネルギーの地産地消の取組として地産再エネの取引プラットフォーム(エリアエネルギーマネジメントシステム)の構築を推進している。

今後の方向性

- ・建物の高気密、高断熱化や高効率な設備機器の導入によって 50%以上の省エネを達成するとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な導入により、75%以上のエネルギー消費量削減(Nearly ZEB)を目指すことで、脱炭素化とともに、ライフサイクルコスト全体の削減を図る。
- ・太陽光発電設備を最大限設置することにより、エリアエネルギーマネジメントシステムを介した余剰電力の市内需要家への供給、非常時の緊急電源の供給を目指す。
- ・子供たちが環境課題を日常的に体感し、環境学習や省エネへのアクションにつながるような環境を提供する。



エリアエネルギーマネジメントシステムを介した余剰電力の市内需要家への供給

4-② 木材活用

現状と課題

- ・市は「小田原市建築物等における木材利用促進に関する方針」²⁸ 等に基づき、地域産木材を活用した学校の木質化に積極的に取り組んでいる。

今後の方向性

- ・学校全体の内装を木質化し、温かみのある室内環境とするとともに、必要に応じて、一部の構造を木造化する。
- ・木質化・木造化には、原則として地域産材を活用する。
- ・木質化・木造化のプロセスの中で、子供たちが木に親しむことができる取組みや環境を用意する。



学校全体の内装を木質化し、温かみのある室内環境

²⁸ 参照 URL

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/industry/agricult/forest/wood/riyou.html>

4-③ 管理運営・事業手法

現状と課題

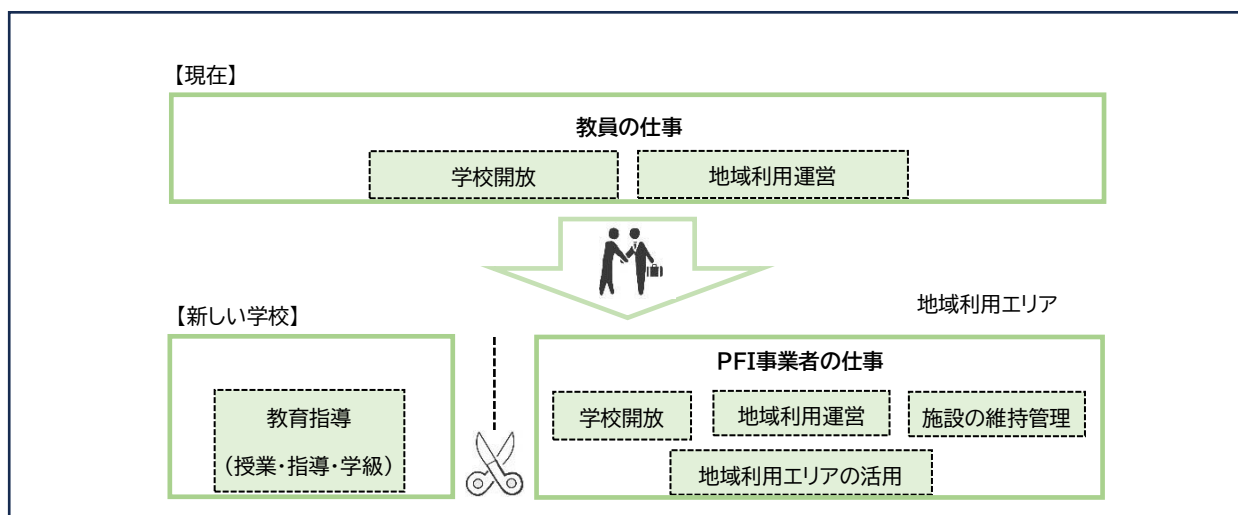
- ・施設の日常的な点検・管理は教職員が主に担っており、負担が大きくなっている。
- ・学校施設を「長く快適に使い続ける」ためには、定期的な安全点検と適切な維持修繕を継続的に実施していくことが重要である。
- ・学校整備には多額の費用がかかり、全ての学校に「あると望ましい」機能をフルスペックで保有することは財政上困難であることから、一部の機能等について、複数校での共有化や、民間活用等による管理運営の効率化が求められる。

今後の方向性

- ・施設・設備は、メンテナンスや修繕がしやすいつくりとする。
- ・プール、給食調理室等の一部機能については、拠点化・集約化等を検討する。
- ・施設等の整備・運営に民間の資金やノウハウを活用する PPP/PFI 手法による施設整備・維持管理を導入するなど、多様な事業手法・管理運営手法等を検討する。



プールの集約化、共同利用のイメージ



PFI 手法活用による業務範囲のイメージ

第4章 施設機能別整備の方針

第3章で整理した主要対象項目についての新しい学校づくり整備指針の方向性等を踏まえ、学校の施設機能別に整備の方針を整理しました。

1 整備方針

(1) 改築・長寿命化改修の方針

○中長期整備計画において、旧耐震基準²⁹で建築された建物は改築、新耐震基準³⁰で建築された建物は長寿命化改修することを原則としているが、長寿命化改修については、躯体の耐久性向上、設備機器の交換等に加え、スケルトン³¹を前提とした内装改修を行うこととし、所要面積に不足が生じる場合は、校地の状況等を踏まえ増築についても検討する。

○体育館については、鉄骨造で築30年を経過しているものについては、原則全て改築する。

(2) 室数・面積の算定

○対象校の児童生徒数・学級数推計を踏まえ、学級編制の標準に関する将来の動向も考慮したうえで算定する。

2 施設配置・構成

(1) 建物配置

○各建物について、利用形態等に応じ、適切な日照、通風その他の自然環境を確保できるよう配置する。

○訪問者の利便性に配慮しつつ、児童生徒、訪問者、車両等の各移動経路を合理的に設定する。

○防犯及び事故防止の観点から、死角が生じないよう各施設を配置することが重要である。

(2) 施設配置

○学習活動エリア、地域利用エリア、放課後活動エリア等、エリアごとのゾーニングを明確にする。

○児童生徒、教職員と各利用・活動エリアの利用者の動線を明確化し、分離して計画することを基本とする。

○普通教室の配置は、年度ごとの学級数の変動に対応することに留意しながら、学年ごとの学習活動に配慮した配置とする。

○特別支援学級の教室は、通常学級の教室と近接して配置し、生活の中で自然な交流が育まれるよう配慮する。

○管理諸室は、原則として校庭または昇降口と同じ高さの階に一体的または近接的に整

²⁹ 昭和56年以前に建築され、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の基準により建築された建物。

³⁰ 昭和53年の宮城県沖地震をきっかけに、昭和56年6月1日に改正された建築基準法による耐震基準

³¹ 建物の柱・梁・躯体壁を残した骨組み状態にすること

備するものとし、校庭や昇降口が見渡せる配置とするとともに、教職員間の連携を重視した配置とする。その際、必要に応じて職員室・校長室・事務室・印刷室等の教職員のための機能を集約し、有機的に統合した執務スペースとすることも検討する。

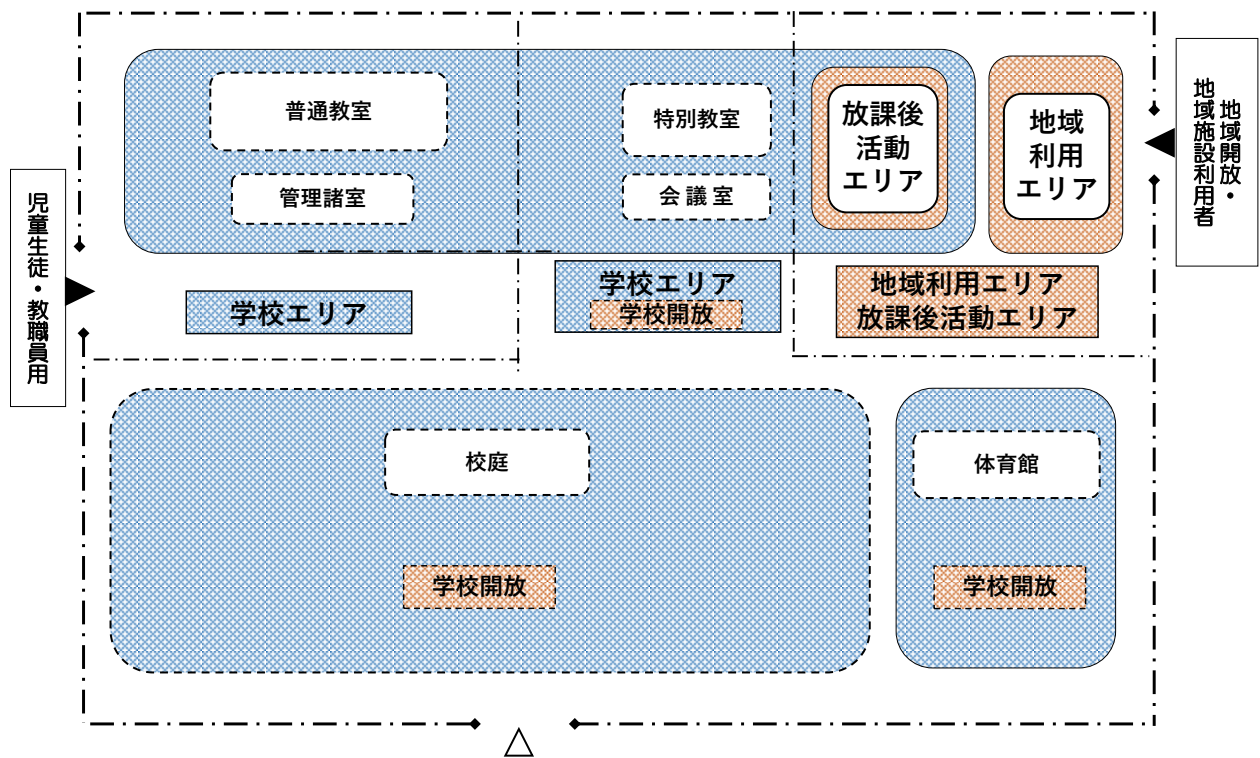


図 4-1 【施設ゾーニングイメージ】

(3)施設構成

- 多様な学習や学年単位の活動を充実させ、児童生徒にゆとりある学習・生活環境を提供するうえでは、普通教室と一体的に使用することができる「オープンスペース」の整備が有効であることから、児童生徒数・学級数推計や校地の条件（面積、形状、関係法令による建築制限等）を踏まえ、オープンスペースを整備しても、本指針に定める諸室に必要な室数及び体育館を含めた学校施設機能を確認することができる場合には、オープンスペースを整備する。
- ただし、児童生徒数・学級数推計や校地の条件等を踏まえて、オープンスペースを整備することが困難な場合には、多目的室の整備や普通教室の面積を可能な限り広く整備する等により、児童生徒のゆとりある学習・生活環境を確保するようにする。
- 諸室の面積等は目安であり、基本計画、設計段階で各校の条件に応じて、検討、整理する。

3 学習空間

(1) 普通教室

- 整備室数は、児童生徒数・学級数推計に基づき決定する。
- 面積は、文部科学省の補助基準を最低ラインとして、学習活動の多様化による机の大型化や教材・教具の増加、特別支援学級との交流の充実等を考慮した適切な面積で整備する。

- 児童生徒の机及び椅子は、新JIS規格を最低ラインとして、児童生徒の多様な行動や頻繁な使用に対する耐用性及び安全性を確保しながら、動かしやすく、多様な学習活動が展開しやすいものを選定する。
- 必要な掲示スペースを確保するとともに、大型掲示装置等のICTを積極的に活用した多様な学習活動と掲示スペースの確保を両立させる。
- 児童生徒の収納スペースは、児童生徒が学用品等を管理しやすくするために、原則普通教室に近接して配置する。
- 児童生徒1人あたりの収納は、ランドセル・かばん及び教材・学用品等を保管することができる広さを確保する。

(2) 少人数教室

- 整備室数は、原則として1フロアに1室とし、児童生徒数及び学級数や校地の条件等を踏まえて決定する。
- 面積は、原則として普通教室1教室分とし、間仕切り等により普通教室または多目的室に転用できる設えで整備する。

(3) オープンスペース

- 学級単位の多様な学習活動が、学年単位の活動または生活指導を充実させるために、普通教室等と連続した位置にオープンスペースを整備する。ただし、オープンスペースの整備により必要な室数等の確保が困難となる場合には、学年単位の活動等に使用することができる多目的室の複数整備や普通教室の面積を可能な限り広く整備することで代替する。
- オープンスペースと普通教室等の間には、遮音、空調効果を考慮して可動式間仕切りを設置する。可動式間仕切りは、多様な学習活動を展開しやすくするために、普通教室等とオープンスペースが一体空間となるような整備が望ましい。
- オープンスペースが複数の学年の動線となる場合には、遮音や視線を考慮して、動線となる廊下をオープンスペースとは別に整備する。
- 計画の際には、ハード面の検討だけでなく、使用が想定される活動等について、教職員と丁寧に検討する必要がある。

(4) 多目的室

- 整備室数は、原則として1フロアに1または2室とし、児童生徒数及び学級数や校地の条件等を踏まえて決定する。
- 面積は、原則として普通教室2教室分とし、間仕切り等により普通教室または少人数教室に転用できる設えで整備する。

(5) 特別教室

- 小中学校において、次の表のとおり整備する。各教室の整備室数は、1または2教室とし、児童生徒数・学級数推計や校地の条件等を踏まえて決定する。

小学校	中学校	留意事項
理科室	理科室	
音楽室	音楽室	防音及び音響に十分配慮する。
図工室	美術室	
家庭科室	家庭科室 (調理・被服兼用)	災害時の炊き出し等で使用することも想定した配置、設えとする。
	技術室 (木工・金工兼用)	

表 4-1 【特別教室の整備】

○面積は、準備室、収納スペースを含めて最大普通教室2.5教室分とする。また、実験・実習等の活動エリアと座学等を行うエリアを分けて使用できるよう、収納や机を整備するとともに、他の教科活動と共用できることが望ましい。

○利用しない時間帯については、他の活動や会議室として利用する等の「特別教室等のタイムシェア化」を図り、特別教室の有効活用を検討する。そのために、多用途に活用できるよう、教具等の配置についても検討する。

(6) 特別支援学級関係室

○教室は、普通教室と同様の面積及び設えで整備するとともに、個別指導や集団活動等の多様な活動に配慮した空間とする。

○整備室数は、支援を要する児童生徒数・学級数推計や校地の条件等を踏まえて決定する。

○教室の近辺に、クールダウンスペースやプレイルーム、教員が授業準備を行う準備室を整備する。クールダウンスペースやプレイルームは、他用途の室との兼用も考慮する。

○緊急時に速やかに移動することができるよう、昇降口やエレベーターの近くに配置するとともに、児童生徒が利用しやすいよう、トイレに近接して配置する。

(7) 通級指導教室

○設置する学校には、1校あたり1教室を整備するものとし、特別支援学級関係室に準じた空間とする。

(8) 図書室・メディアセンター等

○児童生徒の多様な学習を支援する学習センターとしての機能、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成する情報センターとしての機能、自発的に読書を楽しむ読書センターとしての機能に加え、ICTの活用により児童生徒の多様な活動を支えるメディアセンターとしての機能を有した空間とする。

○普通教室では実施することができない多様な学習活動を展開することができる広さ及び設えとし、複数の学級が同時に使用できるよう、間仕切りや遮音等に配慮する。

○教育活動の拠点、児童生徒の居場所としての役割も考慮した配置とする。また、放課後活動や地域利用等に配慮したスペース・配置等も検討する。

4 ICT環境

○ICT機器は時代に応じて進化とともに陳腐化することから、時代に応じた多様な学習活

- 動を展開するために必要なICT機器や対応する教具等を積極的に導入するとともに、進化に対応できるような整備を検討する。
- 体育館、校庭を含め、校内の全ての場所でネットワークに接続できる環境を整備する。
 - 学習用端末の保管または充電場所については、時代に応じた活用方法及び性能等を踏まえた適切な位置に整備する。

5 管理諸室

(1) 職員室

- 教職員等の人数を踏まえて、原則として普通教室3教室分以上の面積で整備する。
- 個人情報の管理に配慮しつつ、児童生徒が気軽に相談しやすい設えとすることが望ましい。
- 教職員が一時的な休息や情報交換を行うことができる休憩・打合せスペースを職員室内に確保する。
- 個別支援員等の非常勤職員やスクール・サポート・スタッフが利用できるよう、一部フリーアドレスの執務スペースを確保する。
- 児童生徒の個人情報等を収納するスペースを含め、収納は十分に確保する。

(2) 校長室

- 職員室と隣接した配置とし、原則として普通教室0.5教室分の面積で整備する。

(3) 事務室

- 来校者用玄関と近接した配置とし、原則として普通教室0.5教室分の面積で整備する。

(4) 印刷室

- 印刷・教材作成スペースとして、原則として普通教室0.5教室分の面積とし、収納を十分に確保しつつ、作業効率のよいスペース・配置を検討する。

(5) 保健室

- 原則として普通教室1.5教室分の面積で整備し、シャワー室等衛生管理に必要な設備を整備する。
- みんなのトイレを併設したトイレに近接し、校庭に近く、救急車両等が近接しやすい位置に配置する。

(6) 用務員室

- 執務・休憩スペース及び作業・保管スペースを合わせて、原則として普通教室0.5教室分の面積で整備する。

(7) 相談室

- 原則として普通教室0.5教室分の面積で整備する。
- 管理諸室エリアにおいて、原則として保健室と近接させながら、周囲に気兼ねなく出入りができる配置や配慮を検討する。

(8) 会議室

- 原則として普通教室1教室分の面積を目安として整備する。

(9) 教職員用更衣室

- 原則として普通教室0.5教室分の面積を目安として、男女を区分して各1室整備する。

(10)給湯室

○管理諸室エリアには、来客者への対応等を行うための給湯室を整備する。

6 その他諸室

(1) 教材室・倉庫

○教材室・倉庫は、教材・教具、行事等で使用する用具・物品、文書保管、備蓄倉庫等の目的別に整備する。

○教材、物品等をしやすい箇所に、原則として校内全体で普通教室3教室分を目安として整備する。

(2) 児童生徒用更衣室

○児童生徒が利用しやすい位置に、男女を区分して各3室整備する。併せて、性の多様性に配慮したスペースを設けることも検討する。

(3) 放送室

○原則として普通教室0.5教室分の面積を目安として整備する。

(4) 児童・生徒会室

○原則として普通教室0.5教室分の面積を目安として整備する。

(5) PTA活動室

○原則として普通教室0.5教室分の面積を目安として整備するものとし、学校内において活動しやすい位置に配置する。

(6) 校内支援室

○設置する学校には、周囲に気兼ねなく出入りができる位置に1校あたり1教室を整備するものとし、原則として普通教室1教室分の面積を目安として整備するとともに、全体指導や個別指導等、多様な活動に対応できる設えとする。

(7) 多目的ホール

○学年単位の活動等に使用することができる場所を、1校あたり1カ所以上整備する。

○児童生徒数・学級数推計を踏まえて、原則として普通教室3教室分以上の面積で整備する。また、学年単位の多様な活動等を展開しやすい形状及び設えとすることが望ましい。

○地域利用や避難所としての利用を想定し、原則として地域利用エリアに近接して配置する。

7 共用部分

(1) 昇降口・玄関

○児童生徒用の昇降口は、児童生徒の人数や動線に応じた適切な面積及び位置に整備するとともに、泥や水の侵入を防ぐ設えとする。

○教職員用及び来校者用玄関は、管理諸室エリアに整備し、教職員が来校者を確認しやすい位置に配置する。

○昇降口・玄関は、できるだけ段差をなくし、誰もが安全かつ円滑に通行できるよう配慮する。

(2) 廊下

○明るく見通しの良い形状とするとともに、児童生徒がゆとりをもって安全に移動することができる適切な幅を確保する。

○児童生徒の収納スペースを廊下に配置する場合は、収納スペースの利用を考慮した幅を確保する。

(3) 階段

○利用する児童生徒数と動線に応じた適切な幅及び位置に整備する。

○安全な移動空間とするために、転落、転倒、衝突の防止や階段下からの視線にも配慮した設えとする。

(4) エレベーター

○エレベーターは、1校あたり1基以上設置する。

○設置位置については、地域利用エリアとの共用や給食等物品の運搬等の動線を踏まえ、総合的に検討する。

(5) トイレ

○利用する全ての人が快適で使いやすい空間となるよう整備するものとし、明るく清潔で清掃しやすく、衛生管理に配慮した設えとする。

○便器は、衛生管理に配慮したうえで、利用する児童生徒数や学校生活の実情を踏まえた適切な数を整備する。

○大便器は、原則として洋式便器とする。

○校内のトイレには、男女別の区画に加えて、みんなのトイレを最低1室整備する。みんなのトイレには着替え台も併設する。

○特別支援学級に近接するトイレ及び体育館のトイレは、シャワー室を併せて整備する。

○管理諸室エリアは、設置箇所の状況によっては、男女別の区画の代わりに男女共用の個室の整備を検討する。



図4-2 【みんなのトイレ・男女共用トイレの整備事例(豊川市豊小学校)】

出典:TOTO 資料

(6) 手洗い場

○利用する児童生徒数や動線、並ぶスペース等に配慮した適切な広さ及び配置で整備する。

○水栓は、衛生管理に配慮したうえで、利用する児童生徒数や学校生活の実情を踏まえた適切な数を整備する。

○小学校における手洗い場のカウンターの高さは、用途や児童の身長等を踏まえて、必要に応じて差を設けて設置する。

(7) 展示スペース

○校舎内の共有部分に、教育活動や学校行事等に関する展示・掲示物や各教科に興味を持つような展示・掲示物など、多目的な展示・掲示をすることができるスペースについて、原則として、学校全体で普通教室 1 教室分の面積を目安として、1ヶ所または分散して整備する。

(8) コミュニケーションスペース等

○校舎内の共有部分に、児童生徒同士が交流しやすくなるようなベンチやコミュニケーションスペース、児童生徒がクールダウンをするための小スペース等を可能な限り整備する。

8 体育施設

(1) 体育館

○校舎や校庭の面積とのバランスを考慮しながら、できるだけ広い面積を確保する。

○学校行事を行うためのステージや放送設備、倉庫やトイレ等を整備するものとし、壁面の一部にはダンス等の練習に使用できる鏡を整備する。

○学校行事や中学校における部活動、地域利用等の状況を考慮し、必要に応じて観覧のための空間等を整備する。

○開放時の安全が確保されるよう、セキュリティに配慮する。

(2) 武道場(中学校のみ)

○学年集会等を行う多目的ホールを兼用することができる空間として整備する。

○校舎と一体で計画する場合は、音や振動に十分配慮した構造とする。

○畳等が収納できるスペースを整備するものとし、壁面の一部にはダンス等の練習に使用できる鏡を配置する。

(3) 校庭

○校舎や体育館等の面積とのバランスを考慮しながら、できるだけ広い面積を確保する。

○児童生徒の活動やメンテナンスのしやすさ、周囲への騒音、防球、視線対策、砂塵の影響等を考慮して整備する。

○全部または一部を芝生化する場合は、気候・土壌条件、維持管理方法等を考慮して計画する。

○散水設備とともに、屋外から直接使用できる倉庫やトイレを整備する。

○児童生徒の学習活動や興味・関心、地域特性等に応じて、自然体験、環境教育等の活動

スペースや設備を用意する。

○ベンチやテーブル等のコミュニケーションスペースを可能な限り整備する。

○開放時の安全が確保されるよう、セキュリティに配慮する。

(4) 遊具等

○体育の授業に使用する運動器具を確認して整備する。

○小学校については、体力向上等に資する遊び場や遊具を、安全に配慮しながら整備する。また、遊具については、誰もが安全に利用できる「インクルーシブ遊具」の設置を検討する。

(5) プール(※整備する場合)

○整備する場合は、複数校の拠点プールとして長期間の授業実施に耐えられるよう、屋内プールを原則とする。

○更衣室、トイレ、シャワー室等の付属施設は一体的に整備し、プールサイド及び通路等は、十分な広さを確保する。

○水深は、使用する児童生徒の身長等を考慮し、安全に利用しやすいよう配慮する。

○地域住民等に開放する場合は、開放時の安全が確保されるようセキュリティに配慮する。

9 給食施設

○給食調理室を整備する場合は、児童生徒数・学級数推計を踏まえた適切な規模の調理室及び調理員用休憩室を整備する。

○整備にあたっては、学校給食衛生管理基準等を考慮し、HACCPに沿った衛生管理が行き届くよう計画するとともに、アレルギー食への対応が可能な施設・体制を検討する。

○調理の様子が廊下等から見えるようにするなど、食育の普及啓発に資する施設となるよう配慮する。

○教室を配置する各階に配膳室を整備するとともに、小荷物昇降機を含む給食に必要な施設機能を整備する。

10 その他の施設

(1) 門

○児童生徒の安全上及び登下校に支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置する。

○防犯上の観点から、管理諸室から死角とならない位置に門を設置することが重要である。

(2) 外構・植栽等

○「小田原市緑の基本計画」に基づき、敷地内の緑化を推進する。

○樹木の選定・配置は、管理のしやすさと周辺環境への配慮の両面を踏まえた計画とする。

○敷地境界については、領域性を確保するためにフェンスや植栽等を整備するとともに、高木を配置しない、舗装する等により、周辺の安全確保に努める。

(3) 駐車場等

○駐車場及び駐輪場は、校舎や体育館、校庭の面積確保を優先するものとしつつ、可能な

限り多くの駐車台数を確保する。

○送迎等に利用できるロータリーや駐停車スペースを校地内に確保するとともに、課外活動等におけるバスの利用を想定し、安全な乗降が可能な駐停車スペースを校地内外で検討する。

○自動車及び自転車等と児童生徒等の動線が可能な限り交錯することがないよう、配置や通路設置に配慮する。

11 防犯・安全対策

○門以外から出入りができないよう整備するとともに、門の出入りに対する校地の内外からの視認性を高めることで、死角をつくらないように配慮する。特に、管理諸室からの視線を重視して、校地に入出入りする門から昇降口までの視認性を確保できるよう配慮する。

○防犯カメラや機械警備システム、電子キーの導入等、効率的・効果的な防犯機能を確保する。

○学校内における連絡・通報手段と、外部への連絡・通報手段を検討・整備する。

12 防災機能

(1) 災害時の機能確保

○施設ごとに求められる耐震性を確保した構造計画及び施設の計画供用期間に応じた耐久性を確保した構造仕様とする。

○災害時に、児童生徒、教職員、地域利用者等が安全かつ避難しやすい避難経路が確保できるよう計画する。

○雨水貯留施設の設置や受変電設備を上層に設置する等の浸水対策の検討を行う。

(2) 避難所機能

○避難所エリアは、避難者のアクセスや物資配給がしやすい配置とする。

○避難生活が中長期化に伴うフェーズの変化(避難所エリアの拡大・縮小等)や教育活動の再開にも対応できるようなゾーニングとする。

○避難所機能に必要な電気、ガス及び通信機能を確保するとともに、断水時への対応として、飲料水兼用耐震性貯水槽、応急給水口を整備する。

○災害時のトイレを確保するため、マンホールトイレを整備する。

○備蓄倉庫は、屋内と屋外に1か所ずつ設置する。面積、機能、配置等については、地域ごとの想定備蓄量等を踏まえ、計画段階から防災所管課と協議して決定する。

13 放課後活動

○放課後活動エリア(放課後児童クラブ及び放課後子ども教室)は、児童の安全に配慮するとともに、児童数の変動への対応に留意しながら、必要な諸室を地域利用エリアに近

接して整備する。

○放課後活動エリアに直接出入りすることができる昇降口を整備するとともに、活動時に使用できるトイレや手洗い場を整備する。

○活動に必要な用具等を保管し、活動の準備を行う準備室について、原則として普通教室0.5教室分の面積を目安として整備する。

14 地域利用・複合化

(1) 地域利用

○地域利用エリアへの動線と学校への動線を明確に分離し、学校運営上支障がない計画とするとともに、それぞれの活動が見えるようにする、相互利用が可能なラウンジを設ける等、地域と学校との交流が生まれるような施設づくりを計画する。

○地域利用エリアには、会議室を最低1室整備し、災害時は避難所運営スペースとして活用する。広さ及び機能等については、地域のニーズ等を十分に把握したうえで計画する。

○地域利用エリア専用の出入口を整備するとともに、近接して地域利用エリアを管理運営するスタッフが執務を行うためのスペースを整備する。

○地域利用エリア専用の出入口および地域利用する各室は、電子キーを導入するとともに、入退室管理システムや利用予約システム導入によるデジタル化を検討する。

(2) 複合化

○学校施設とその他施設を複合化する場合は、地域利用エリアと隣接させ、兼用できるようにする。その場合、利用に当たっては学校利用を優先する。

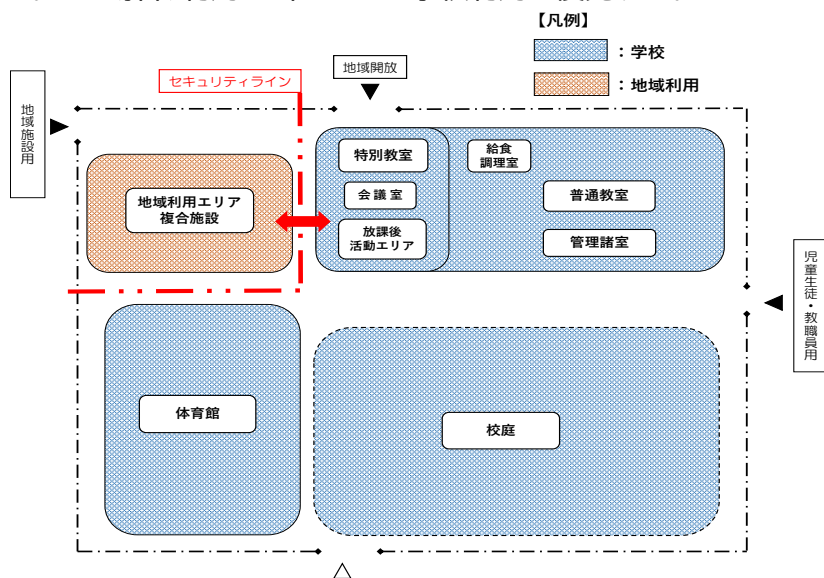


図 4-3-1 【複合化した場合の配置ゾーニングイメージ(授業時間内)】

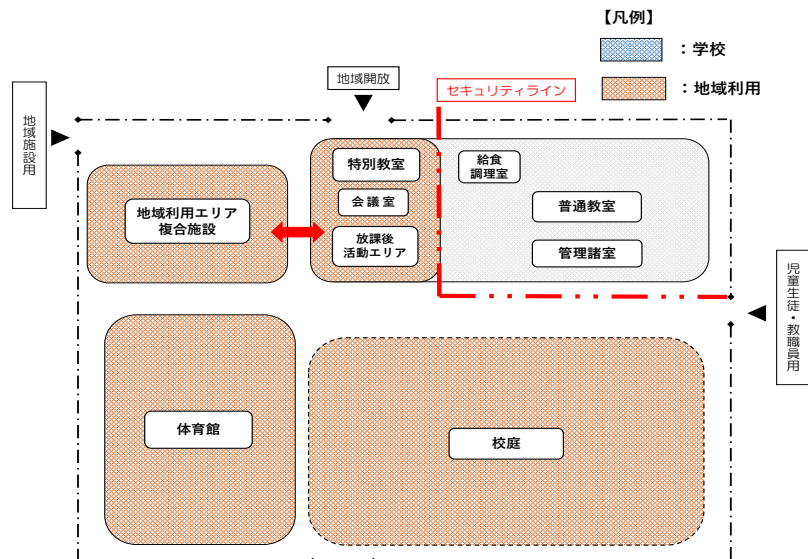


図4-3-2 【複合化した場合の配置ゾーニングイメージ(授業時間外)】

15 バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- 学校施設を整備するにあたっては、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」において定める整備基準を基本として整備する。
- ユニバーサルデザインの7原則を指標とし、誰もがストレスなく利用できる施設とする。
- ピクトグラムの併用等、誰にでも分かりやすいサインを計画して整備する。また、サインに使用する言語は、児童生徒が英語により親しむことができるよう、日本語と英語を併記するものとする。

16 環境への配慮

(1) ZEB化

- 建物の高気密、高断熱化や高効率な設備機器の導入によって 50%以上の省エネを達成するとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な導入により、75%以上のエネルギー消費量削減(Nearly ZEB)を目指す。
- 再生可能エネルギーの導入については、エネルギーの地産地消の取組の一環として、余剰電力の地域への供給、非常時の緊急電源の役割を担うことができるよう計画する。
- 子供たちが省エネや再エネの取組を日常的に意識し、自らの行動変容につながるような環境学習の機会を提供する。



図4-4 【校舎における省エネ技術導入イメージ】

出典: 学校施設の在り方に関する庁舎研究協力者会議「2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB化の推進について」(令和5年3月)

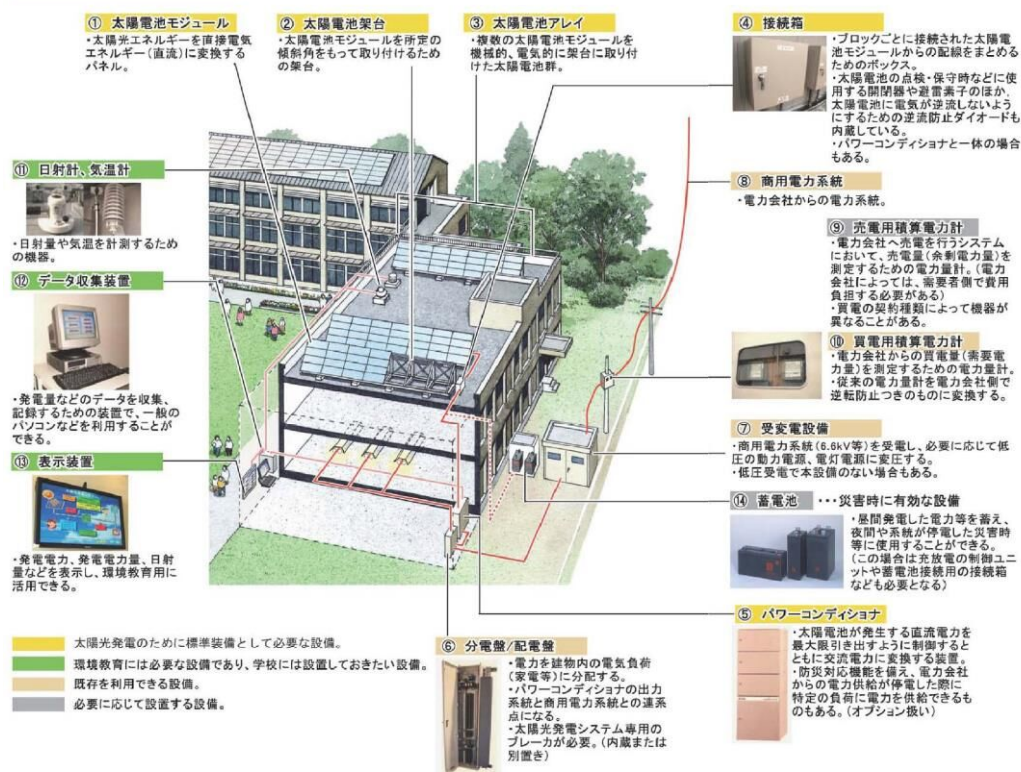


図4-5 【太陽光発電(再エネ)設備概要】

出典: 文部科学省・国立教育政策研究所「学校への太陽光発電導入ガイドブック」

(2) 木材活用

○学校全体の内装を木質化し、温かみのある室内環境とするとともに、必要に応じて、一

部の構造を木造化する。

○木質化・木造化には、原則として地域産材を活用する。

○木質化・木造化のプロセスの中で、児童生徒が木に親しむことができる取組みや環境を用意する。

(3) 空調設備・換気設備

○空調設備は、児童生徒が教育活動を行う諸室等及び体育館、管理諸室、給食施設、放課後活動及び地域利用エリアの諸室に整備する。

○学校施設の屋内において、場所ごとに適した自然換気及び機械換気を行うことができる設備等を整備する。

第5章 整備プロセス等の検討

1 整備プロセス

○整備指針を踏まえ、改築・改修の基本計画を策定する段階において、保護者・教職員・地域等のニーズ・意向を踏まえ、整備内容・整備水準の選択、見直し等を経て、個別に条件を設定し、基本設計・実施設計、工事を進めていきます。

○各段階において、保護者・教職員・地域との合意形成を丁寧に図りながら、効率的・効果的な整備と整備後の維持管理につなげていきます。

○整備を通じて生じる様々な関連事項の検討・調整を、コストコントロールを伴いながら推進していくために、事業進捗に関するモニタリング体制(CM(コンストラクション・マネジメント)等を含む)を構築することが望まれます。

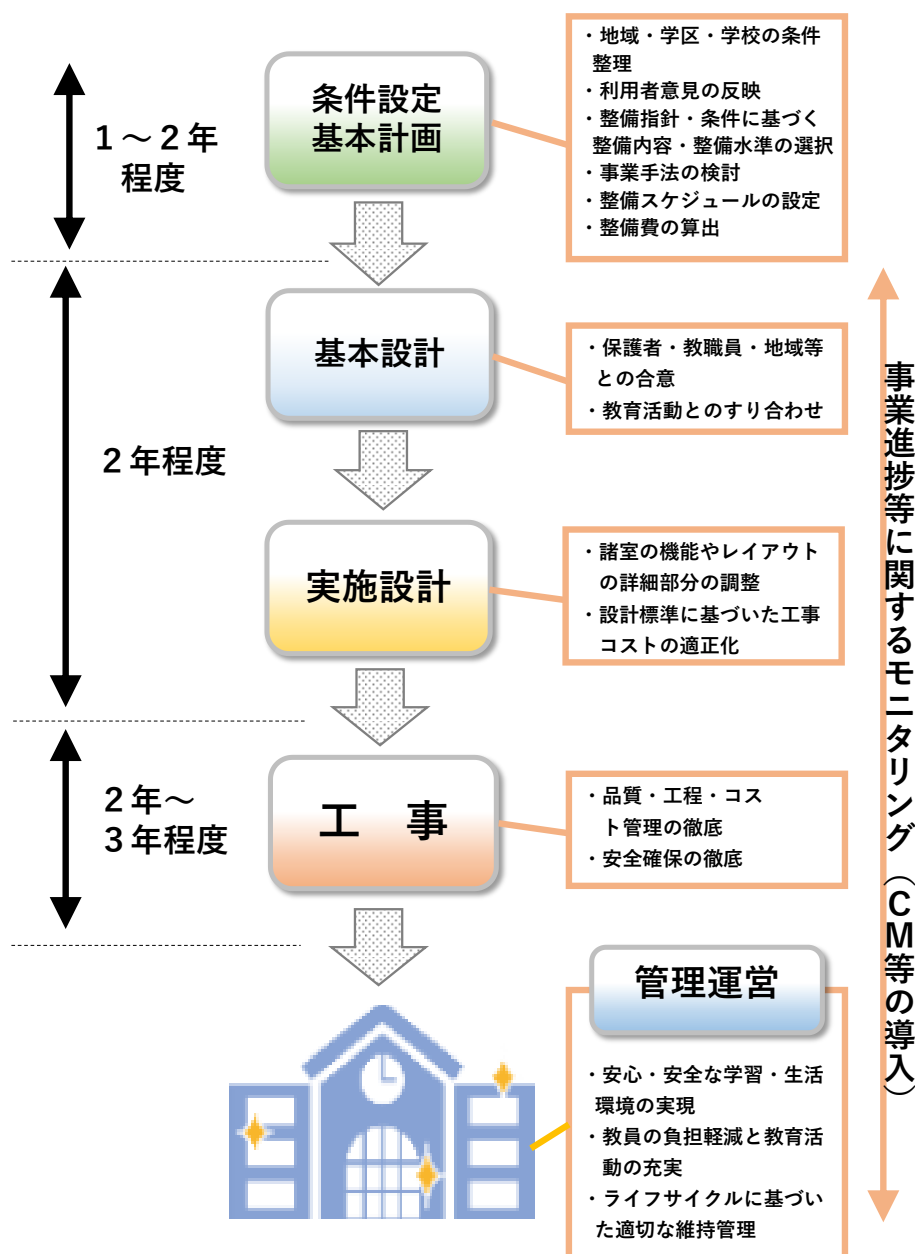


図 5-1 【整備プロセス】

○事業手法は、設計と施工を分離して発注する方式(従来方式)を主体とし、個々の条件や事業内容等に応じて、その他の手法の導入も検討します。

事業手法	概要	メリット	デメリット
従来方式 (設計施工分離発注)	市が設計業務を発注、設計業務完了後、施工会社を入札等で選定し、施設整備事業を実施	施設面で市・学校関係者の意向が十分反映される	市が全体の設計、施工に関する業務管理を行う必要がある
ECI (Early Contract Involvement) 方式	実施設計段階で施工者が参画し、技術協力を行う方式	施工者の技術力を設計に活かすことができ、施工の事前検討が可能のため、スケジュールの短縮やコスト縮減が行いやすい	設計完了後に技術協力した施工者と請負契約を締結するため、施工者を選定するプロセスが複雑になる
DB (Design-Build) 方式	設計・建設を一括で実施する事業者を選定し、施設整備事業を実施	- 設計に施工面での条件を反映することが可能となる - 合理的な施工条件を反映した設計により、事業期間の短縮の可能性はある	- 事業者への要求条件を明確に提示しないと、市の意図とのズレが生じる可能性がある - 要求条件通りの設計・施工が実施されているか、モニタリングが必要である
DBO (Design-Build-Operate) 方式	設計・建設・管理運営を一括して実施する事業者を選定し、事業を実施	民間企業のノウハウ等による、管理運営段階まで踏まえた設計・施工が可能	金融機関による民間事業者への計画段階や実施段階でのチェックが効かない
リース方式	設計・建設を一括で暫定校舎を整備、整備後の施設を市にリースする事業者を選定し、事業実施	- 市の財政負担の平準化が達成可能 - 書架等の備品、図書館システム、遊具等にも適用可能	- 文部科学省の学校整備補助事業の対象外となる - リース事業者の調達金利や利益確保のため、割高となる可能性がある
PFI (サービス購入型)	- 設計・建設・管理運営、及び資金調達を一括して実施する事業者を選定し、事業実施 - 整備後、施設の所有権は民間事業者が保有したままとし、市は整備代金と管理運営費用等を長期分割支払い	- 民間企業のノウハウ等による、管理運営段階まで踏まえた設計・施工が可能 - 市の財政負担の平準化が達成可能	- 契約が長期間固定されるため、事業環境の変化に対応し難い - 民間事業者の調達金利や利益確保のためのコスト等により、コスト削減メリットが十分とならない可能性がある - 要求条件通りの設計・施工・管理運営が実施されているか、モニタリングが必要である

表 5-1 【事業手法】

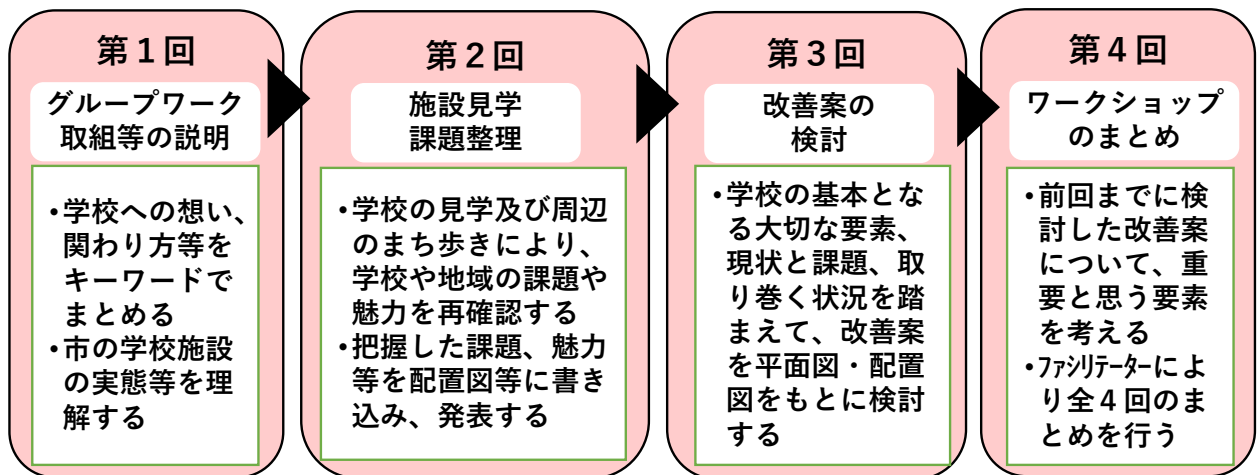
2 利用者意見の反映

○利用者意見の反映については、特に基本計画段階で、児童生徒・保護者・教職員・地域等のニーズ・意向を十分把握し、整備指針で示された選択枝や事例等を活用しながら、整備内容等を定めていくことが重要となります。

○ワークショップや住民説明会、施設見学、個別の活動団体等へのヒアリング、SNS の活用など、多様な手段により、意見を求め、集約・分析を行い、基本計画等に反映することが重要です。

○整備を通じて生じる様々な関連事項の検討・調整を、コストコントロールを伴いながら推進していくために、事業進捗に関するモニタリング体制(CM(コンストラクション・マネジメント)等を含む)を構築することが望ましいです。

●ワークショップの流れ



●ワークショップのまとめ

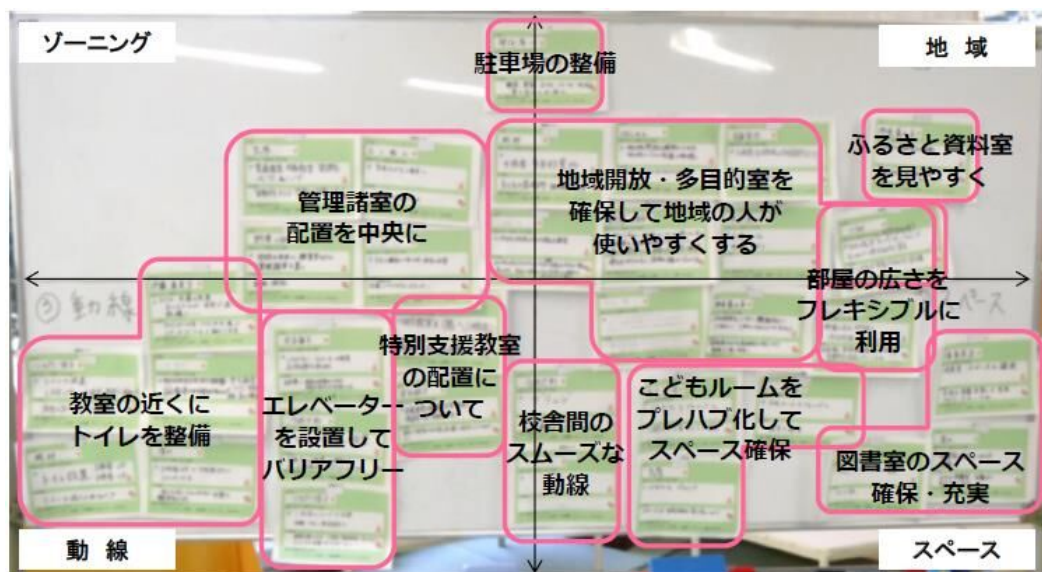


図 5-2 【柏市 学校施設リニューアルプロジェクト(土小学校市民ワークショップ)】

3 推進体制

○整備にあたっては、児童生徒数の変動に加え、複雑かつ多様化する教育施策や社会情勢に対応しつつ、個々の学校や地域の実情に合わせた調整を進めていく必要があることから、教育委員会だけでなく、市長部局も含めた部局横断的な検討・推進体制を構築して、基本計画段階から管理運営段階に至るまで、連携して対応することが重要です。

■学校経営・教育課程 ・支援教育 ・施設に対応した学習活動の検討 ・給食・通学路 (教育部)	■個別の整備内容 ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン ・環境・木材活用 (環境部・経済部・教育部ほか)
■地域活動・放課後活動・防災 ・地域利用施設の運営 ・避難所機能・運営 ・放課後児童クラブ・放課後子ども教室 (市民部・防災部・教育部)	■事業手法・公共施設の複合化 (総務部・教育部ほか) ■事業・財政計画 (企画部・総務部・教育部ほか) ■設計・施工管理 (建設部・教育部ほか)

図 5-3 【整備に向けて整理が必要な論点と体制】

参考

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則

令和3年12月1日教育委員会規則第11号

改正 令和5年12月22日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市新しい学校づくり検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じ、て調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 住民組織の役員
 - (3) 児童及び生徒の保護者等を代表する者
 - (4) 市立小学校及び市立中学校の校長
 - (5) 公募市民
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、委員会の調査審議事項に関係のある者のうちから必要に応じて教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 2 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席)

第8条 委員会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の事務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月22日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市新しい学校づくり検討委員会 委員名簿

◎：委員長 ○：副委員長

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	○内山 絵美子	小田原短期大学保育学科 準教授
学識経験者	遠 藤 新	工学院大学建築学部 教授
学識経験者	久 田 由 佳	株式会社 llinno 代表
学識経験者 (臨時委員)	竹 内 昌 義	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授
学識経験者	◎柳 澤 要	千葉大学大学院工学研究院 教授
住民組織の役員	木 村 秀 昭	小田原市自治会総連合 理事
児童及び生徒の保護者等 を代表する者	中 谷 彰 吾	小田原市P T A連絡協議会 小学校部会長
市立小学校の校長	浜 口 勝 己	小田原市立国府津小学校 校長
市立中学校の校長	村 上 晃 一	小田原市立白山中学校 校長
公募市民	木 村 元 彦	
公募市民	山 本 加 世	

※区分別五十音順、敬称略。

小田原市新しい学校づくり検討委員会

新しい学校づくり施設整備指針検討部会 部会員名簿

◎：部会長 ○：職務代理者

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	◎遠 藤 新	工学院大学建築学部 教授
学識経験者 (臨時委員)	竹 内 昌 義	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授
学識経験者	○柳 澤 要	千葉大学大学院工学研究院 教授
市立小学校の校長	浜 口 勝 己	小田原市立国府津小学校 校長
市立中学校の校長	村 上 晃 一	小田原市立白山中学校 校長

※部会員は区分別五十音順、敬称略。